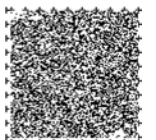


資料編

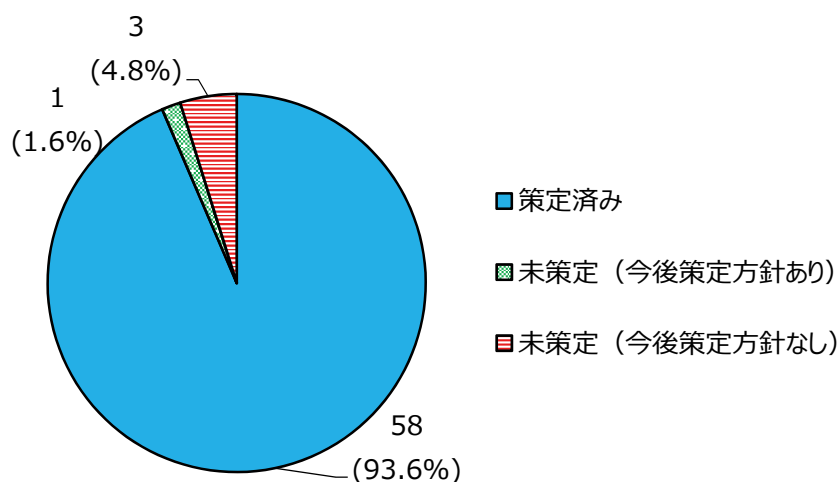


資料1 区市町村における地域福祉計画の策定状況等

(1) 地域福祉計画の策定状況

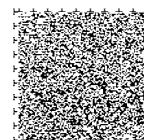
- 都内 62 区市町村における地域福祉計画の策定状況は、「策定済み」が 58 自治体 (93.6%)、「未策定」が 4 自治体 (6.4%) となっています。
- 「未策定」のうち、1 自治体については、今後、計画策定の「方針あり」と回答しています。
- 計画策定の「方針なし」の自治体は、その理由として、「小自治体であり、該当者もごく少数」、「マンパワー不足により策定が困難」などとしています。

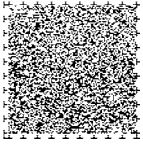
<都内区市町村における地域福祉計画策定状況>



資料：東京都福祉保健局調べ（令和5年4月）

- 計画を策定している 58 自治体のうち、地域福祉計画を単独の計画として策定しているのは 21 自治体、自治体の総合計画など他計画と合本して策定しているのは 37 自治体となっています。
- 合本としている他の計画は、自治体の総合計画のほか、介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などが多くなっています。
- 計画の記載内容については、最も多く見られた項目として、「社会福祉協議会との連携に関する事項」、「ボランティア、市民活動の育成・活性化に関する事項」及び「要配慮者等の対策に関する事項」については、57 自治体が記載しています。次いで、多く見られた項目として、「権利擁護に関する事項（成年後見制度等）」及び「福祉サービスの質の向上に関する事項」については、55 自治体が地域福祉計画に盛り込んでいます。このほか、「民生・児童委員の活動の支援に関



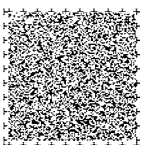


する事項」については54自治体が、「多機関の協働による包括的支援体制の構築に関する事項」、「生活困窮者対策に関する事項」及び「福祉人材の確保・定着・育成に関する事項」については53自治体が記載をしています。

- 地域福祉計画の策定に係る圏域が、27自治体において設定されています。具体的には、地域包括支援センター、中学校区・小学校区、町会・自治会ごとに設定されることが多くなっています。
- また、地域福祉計画の進行管理のため、44自治体で地域福祉計画の推進委員会を設置しているほか、29自治体では独自に評価指標を設定し、地域福祉計画の進行管理を行っています。

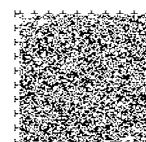
(2) 区市町村における地域福祉の推進の取組

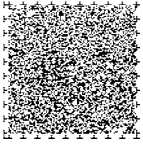
- 社会福祉法第106条の3により区市町村の努力義務となっている包括的な支援体制の整備の状況について、住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制の整備として、地域住民の参加を促す活動を行う者（地域福祉コーディネーター等）への支援を行っている自治体が44自治体、地域住民等が相互交流を図ることが出来る拠点（多世代交流拠点等）を整備している自治体が34自治体あります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域住民による様々な活動は大きな打撃を受け、多くの活動が停止を余儀なくされました。そうした状況の中でも、感染予防策の徹底に加え、人数制限を設け、感染の危険性が低い活動へ切り替えたり、プログラムは中止しつつ交流拠点だけは解放し、居場所としての機能を守る等、様々な運営上の工夫が行われました。
- コロナ禍では、人と人の接触を避けるため、オンラインを活用して地域活動を継続するなど、地域福祉の様々な場面でデジタルツールを活用した取組も進められました。その一方で、デジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差（デジタルデバイド）の問題が懸念されており、スマートフォンや各種アプリの活用を体験し、学ぶことができる場や、地域のボランティアが不慣れな方に寄り添いながら操作方法などについて支援するといった取組が行われています。
- また、包括的な支援体制の整備の取組として、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に38自治体に取り組んでいるほか、多機関の協働による包括的な支援体制の整備に38自治体に取り組んでいる状況です。
- 区市町村が地域福祉を推進していくに当たって課題と考えていることについて、都市部を中心に地域活動への無関心や町会・自治会の加入者の減少、従来からの地域活動の担い手の高齢化、コミュニティの希薄化などの地域社会を取り巻く状況の変化について挙げられているほか、コロナ禍による生活様式の変化に伴



って顕在化した新たな生活課題への支援の検討や、単独の支援機関のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題の増加、複数の支援機関が連携して支援にあたる際の個人情報の扱いといった制度面、区市町村における専門人材の確保の問題など、様々な視点から課題が挙げられています。

- 区市町村が地域福祉を進めるために、都に求める支援としては、「他区市町村の先進事例、好事例の紹介、情報提供」及び「補助金の設置」が多くなっています。





資料2 区市町村へのヒアリングの実施について（報告）

- 1 実施時点 令和5年12月1日
- 2 実施方法 書面調査（アンケート）
- 3 ヒアリング実施自治体数（6区8市2町：計16自治体）及び内訳

（区部）中央区、文京区、墨田区、大田区、世田谷区、豊島区

（市部）八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市

（町村部）瑞穂町（島しょ部）大島町

（1）人口規模

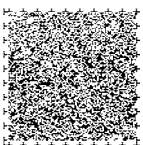
| 人口 | 実施数 | 内訳 | 人口 | 実施数 | 内訳 |
|-----------|-----|------------------|-----------|-----|-----------------|
| 3万人未満 | 1 | 大島町 | 20～30万人未満 | 4 | 文京区、墨田区、府中市、調布市 |
| 3～5万人未満 | 1 | 瑞穂町 | | | |
| 5～10万人未満 | 2 | 狛江市、稲城市 | 30～50万人未満 | 1 | 豊島区 |
| 10～20万人未満 | 4 | 中央区、武蔵野市、三鷹市、多摩市 | 50万人以上 | 3 | 大田区、世田谷区、八王子市 |

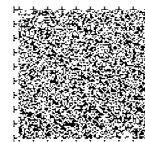
（2）高齢化率

| 高齢化率 | 実施数 | 内訳 |
|----------|-----|---|
| ～20%未満 | 2 | 中央区、文京区 |
| 20～25%未満 | 10 | 墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、稲城市 |
| 25%～ | 4 | 八王子市、多摩市、瑞穂町、大島町 |

（3）地域福祉計画の策定状況

| 種類 | 対象数 | 内訳 | |
|-------------|-----|----------------------|---|
| 単独計画 | 5 | 八王子市、中央区、豊島区、調布市、大島町 | |
| 総合計画と合本 | 0 | — | |
| 他計画と合本 | 6 | 文京区 | 介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、保健医療計画と合本 |
| | | 墨田区 | 成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画と合本 |
| | | 大田区 | 成年後見制度利用促進基本計画と合本 |
| | | 府中市 | 福祉のまちづくり推進計画と合本 |
| | | 多摩市 | 成年後見制度利用促進基本計画と合本 |
| | | 瑞穂町 | 成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画、健康増進計画と合本 |
| 総合計画+他計画と合本 | 5 | 世田谷区 | 総合計画及び重層的支援体制整備事業実施計画、地方再犯防止推進計画、市町村成年後見制度利用促進基本計画と合本 |
| | | 武蔵野市 | 総合計画及び成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画と合本 |





| | | |
|--|-----|--|
| | 三鷹市 | 総合計画及び子ども・子育て支援計画、障がい者計画、高齢者計画、生活支援計画、健康づくり計画と合本 |
| | 狛江市 | 総合計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、成年後見制度利用促進事業計画 |
| | 稲城市 | 総合計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画、老人福祉計画、健康日本21における地方計画と合本 |

4 ヒアリング項目

- (1) 地域福祉計画の策定状況
- (2) 地域の抱える課題・特性等について
- (3) 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況
- (4) 地域の社会資源とその連携または活動への支援
- (5) コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

5 ヒアリング概要

第二期計画策定時に、地域福祉計画の特徴や地域福祉の推進の取組、包括的な支援体制の構築に向けた庁内の検討状況や連携体制、地域資源との連携の状況等について、都内の62区市町村のうち、16区市町にご協力をお願いし、ヒアリングを実施しました。今回の中間見直しに際しては、引き続き、同じ16区市町にご協力いただき、一部、新たな項目（コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について）を加えて、取組内容の変化や進捗状況等について伺いました。

「包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況」「地域の社会資源とその連携または活動への支援」では、引き続き、庁内外の関係者間で組織的に連携体制を構築することの目的や理念、意義を共有することの難しさなどが課題として挙げられている一方で、地域住民相互の支え合いの体制づくりや、関係機関との連携による包括的な支援体制の整備が進んでいることが分かりました。

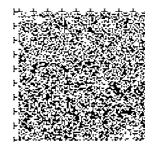
また、重層的支援体制整備事業の実施については、世田谷区、八王子市の2区市から、墨田区、大田区、豊島区、調布市、狛江市を加えた7区市となりました。

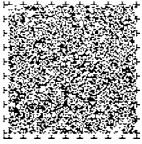
「コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について」では、ほとんどの区市町で「コロナウイルス感染拡大にともなう地域活動の自粛によって、地域の子どもから高齢者までの交流の場が減少」したことが挙げられ、その影響として、「運動不足による身体機能の低下」が課題視されたことから、外出機会の創出や高齢者の介護予防を目的とした通いの場への支援などが行われています。こうした、つながりの再構築においては、民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センターなどが役割を担っています。

このほかでは、生活困窮世帯の増加に対し、「食」を中心としたフードドライブやフードパントリーなどの地域活動への支援が行われたほか、「外国人の特例貸付の申請件数が増大し、生活に困窮している外国人の存在が顕在化」したことにより支援が始められたことなどが挙げられました。

また、ワクチン接種予約等において「デジタル化への対応が困難な方々」への支援の必要性から、住民同士やボランティアなどによるデジタル化支援の動きが見られました。

地域で発生する生活課題に対し、早期に発見し、対応することにより、最小限の支援で生活課題の解決が可能となります。しかし、生活課題の発生に対し、発見が遅れ、時間が経過した場合には、より複雑化し、他の課題と重なって多重化することにより、支援が難しくなる場合があります。ヒアリングを行った各区市町においては、そうした課題発見と対応が迅速に行われた（行われている）ことが伺えました。



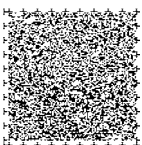


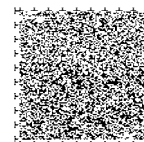
次のページからは、ヒアリングにご協力いただいた各区市町の取組の詳細についてご紹介いたします。

6 各区市町村へのヒアリング結果の見方

次ページから掲載する各区市町へのヒアリング結果の見方についてご案内します。
 (人口・世帯数・面積・65歳以上の割合は、東京都総務局「くらしと統計 2023」
<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/kurasi/2023/ku23-23.htm> より引用。)

| | | |
|---|--|--|
|  | <p>人口 ○○ 人 (65歳以上割合 ○○%) 世帯数 ○○世帯 / 面積 ○○km² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> | <p>ヒアリング対象の区市町の 地図を掲載しています。</p> |
| 1 地域福祉計画の策定状況 | | |
| <p>地域福祉計画の策定状況や計画の特徴などを掲載しています。</p> | | |
| 2 地域の抱える課題・特性等について | | |
| <p>東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部など、その場所によって大きく異なっています。また、同じ区市町村内でも、地域ごとに様々な特徴や課題があります。包括的な支援体制の構築にあたっては、自分の住む地域ごどのような特徴や課題があるかを知ることが重要です。 この項目では、ヒアリング先の区市町村の地域の特徴や地域ごどのような課題があるか、その特徴や課題を踏まえて、地域福祉の推進のためにどのような取組を実施しているか等について、区市町からヒアリングした内容を掲載しています。</p> | | |
| 3 包括的支援体制の整備に向けた市内連携体制や連携体制づくりに向けた状況 | | |
| <p>区市町村は、地域住民等による解決が困難な課題について、区市町村が中心となって支援関係機関と連携し、総合的な相談支援体制を整備する必要があります。 この項目では、ヒアリング先の区市町がどのように市内の連携体制を整備しているか、または連携体制づくりに向けた課題や検討状況について、ヒアリングした内容を掲載しています。</p> | | |
| 4 地域の社会資源とその連携または活動への支援 | | |
| <p>制度や認識などの面から埋もれてしまいがちな課題を把握し、解決するためには、住民等による地域活動や多様な地域資源によるネットワークの存在が不可欠です。 この項目では、ヒアリング先の区市町に存在する地域の社会資源の紹介や、それらの社会資源との連携状況、地域活動に対しての支援について、ヒアリングした内容を掲載しています。</p> | | |
| 5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について | | |
| <p>感染拡大にともなう生活困窮(問題)の拡大や福祉サービスの利用制限、地域活動の自粛、外国人や若者など既存の制度で対応できない人々への支援課題など、コロナ禍では様々な事柄が表面化しました。ポストコロナにおいては、こうした課題への対応や再構築が必要となります。 この項目では、ヒアリング先の区市町が、どのような課題を認識し、それに対して、どのような取組を行っているのか(行っていく予定か)、ヒアリングした内容を掲載しています。</p> | | |





せたがやく
世田谷区
重層事業実施

人口 936,846 人
(65歳以上割合 20.35%)
世帯数 492,029世帯 / 面積 58.05km²
引用元: 東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類: 総合計画等と合本
現行期間: 平成26年度～令和5年度(10年間)
圏域の設定: あり(区内28地区(行政の最小区域、日常生活圏)で地域づくりや地域活動を推進していく)
計画の特徴: 保健・医療・福祉の各分野で、共通の基盤となり今後10年間で取り組むべきものについて、基本的・横断的な考え方を示している。

2 地域の抱える課題・特性等について

世田谷区は人口が90万人を超え、今後も緩やかな増加傾向が続くことが見込まれており、今後は高齢人口の増加により高齢化率が上昇する見込みです。平成3年4月から「全区」、「地域」、「地区」の3層構造の地域行政制度に取り組んでおり、平成9年4月には地域の総合支所(5カ所)に生活支援課、保健福祉課、健康づくり課の3課を設置しました。総合支所の保健・福祉に関する業務は、福祉事務所、市町村保健センター、子ども家庭支援センター等の機能を有し、連携・調整を図りながら業務を行っています。さらに、28地区にまちづくりセンター(旧出戸所)を設置し、同じ場所にあしんすこやかセンター(地域包括支援センター)と区社会福祉協議会が入っています。まちづくりセンターとあしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三つの機能が管轄する地区・住所地が一括の範囲であるということと、三つの機能が同じ施設に入っていることが特徴です。

また、区では地域包括ケアシステムの取り組みの一環として、身近な地区での「福祉の相談窓口」の充実及び身近な地区での「参加と協働による地域づくり」を目指し、「地域包括ケアの地区展開」を平成28年7月から区内全地区で実施しています。「福祉の相談窓口」では、まちづくりセンター、あしんすこやかセンター及び社会福祉協議会地区事務所の三者が連携して、高齢者、障害者、子育て家庭などの福祉の困りごと等の相談を受け、相談内容により区の関係所管や専門機関と適切に引き継ぎ、支援に結び付けています。「参加と協働による地域づくり」では、三者が連携して取り組む地区アセスメントの作成を通じて、地区・地域の課題を把握し、情報共有を図り、把握した課題の解決のために社会資源の発掘・創出等に取り組んでいます。令和4年度からは三者に児童館を加え、四者が連携して取り組みを進めています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

これまで取り組んできた地域包括ケアの地区展開による「福祉の相談窓口」や「参加と協働による地域づくり」の取り組みを土台に、令和3年4月から重層的支援体制整備事業を実施しています。前身の「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を活用し、あしんすこやかセンターの職員を各地区1名増員して相談対象を高齢者以外にも拡大しているほか、各地区に社協の地区担当職員を配置して地域資源の開発力を入れていきます。福祉の相談窓口では、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止め、関係機関のネットワークに対応する体制を取っており、複雑化・複合化した課題を適切に関係機関へつなぐこととしています。また、あしんすこやかセンターが地区版の地域ケア会議を開催し、個別ケース等を検討する中で抽出された地域課題を地域版地域ケア会議や全区版につなげる3層構造を採っており、全区版では政策立案に向けた会議を開催し、これまでも8050問題やひきこもり状態にある方の支援等を検討してきました。

区では、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、福祉の相談窓口においてつなぎ先や支援課題が多い複雑化・複合化した課題、その中でも特に「ひきこもり」に着目し、重層事業の新規3事業を充て、体制の構築を図っています。「ひきこもり支援に係る基本方針」を策定し、多機関連携事業を「ぶらっとホーム世田谷(生活困窮者自立相談支援センター)」に位置付け、新たに精神保健福祉士を配置し、家計改善支援員を拡充して支援機関の連携強化や情報・ノウハウの共有化等を目的とした会議を開催し、重層事業の中核を担う役割を果たしています。アウトリーチを通じた継続的支援事業はメルクマールせたがや(世田谷若者総合支援センター)で実施している出戸相談会を拡充するなど、既存のアウトリーチ事業を強化しています。相談員を補助してニーズが高い地域での毎月開催に変更することにより、潜在的な相談者の発見や支援が届いていない人に支援を届けることを目指しています。令和4年4月に、ぶらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやを同一建物内に移転させ、年齢を問わずひきこもり相談窓口「リンク」を開設しました。また、ひきこもり状態にある人の社会参加を支援するため、みつげぼろ(発達障害特性がある若者のピアサポート事業)の年齢制限を撤廃し、主に、はざまの世代と言われる年齢層に向けたピアサポートプログラムを実施しています。

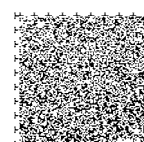
現在ひきこもり支援に活用している重層的支援体制整備事業について、生きづらさを抱えた人へ広く支援を展開していくために、次期地域保健医療福祉総合計画の策定と併せて、庁内外の連携体制づくりに取り組んでいます。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○区社協が関与する地域の交流拠点: 世田谷区社会福祉協議会では、地域社会福祉協議会事務所(5カ所)及び地区事務局(28カ所)を設置しています。地区事務局は、区内の28カ所のまちづくりセンター内に常勤1名・非常勤1名を交代で配置しています。区への高齢者物件が地域の交流拠点となっているものとして、中学生を対象とした生活支援/学習支援の拠点「まいいけい@はなもも」があるほか、地域共生の家を高齢者向けサロンや子ども食堂が活動拠点として活用している事例もあります。

○地域の社会資源の特徴と連携等の状況: 支えあい活動団体(サロン・子育てサロン・ミニデイ)が多く存在しており(約90団体)、近年は特に子ども食堂が増加しています(約50団体)。地域活動に興味のある方を地区サポーターとして登録し、支えあい活動や町会・自治会活動、福祉イベント、生活支援サービス等へのマッチングをすることで活動参加を促進しています(登録人数1,597人、令和4年度)。全地区とも2名の社協職員を担当として配置していますが、人口・面積規模が大きく異なり、課題や業務量にも差異が生じています(例: A地区総人口約64,000人、B地区総人口18,000人)。認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らされる地域共生社会の実現を目指して施行した「世田谷区認知症とともに生きる希望条例(令和2年)」に基づき、各地区において、本人が参画するアクション(地域づくり)に取り組むとともに、本人やパートナー(伴走者)をはじめ、地域住民、地域活動団体、地域で働く方々、学生、図書館、コミュニティカフェ、その他地域にある集いの場の関係者等の様々な人たちが関わり、アクションを展開するアクションチームの結成に向けて取り組んでいます。

資料編



5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

- ・ワクチン接種予約の際に、スマートフォンの使い方が分からない、身近に気軽に聞くことができる人がいないなどの相談が増えた地区では、情報弱者に関する課題が顕在化しました。地域活動団体と連携してボランティアを発掘し、住民同士がスマートフォンやパソコンの使い方をお互いに教え合い助け合う居場所や仲間づくりを行っています。
- ・長引くコロナ禍により外出や会食等の自粛が続き、住民同士の交流の機会が減るとともに、運動不足による身体機能の低下する方も増えているため、新たな機会の創出が課題となりました。感染対策を講じながら、誰でも気軽に参加できるラジオ体操などを実施するとともに、困りごとの把握を行っています。
- ・コロナ禍による経済活動の制限や物価高騰の影響し、生活困窮世帯の増加等の実状を地域で共有した地区では、町会や商店街など地域の団体や事業所と協力し、食を通じた地域支援（フードドライブ）を実施しました。商店街に面した広場で実施し、今まで福祉とはご縁のなかった方や若い世代の方々からの協力も多くありました。

はちおうじし 八王子市 重層事業実施

人口 579,628人
(65歳以上割合 27.5%)
世帯数 274,273世帯 / 面積 186.38km²
引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類：単期計画
 実施期間：平成30年度～令和5年度（6か年）
 圏域の設定：あり（37圏域：中学校区域）
 評価指標の設定：あり（活動指標（包括的相談拠点の整備数、地域活動の参加割合、福祉サービスの認知度等）のみ）

2 地域の抱える課題・特性等について

市域が広く、地域ごとに特性や状況、発生する課題も大きく異なり、その内容も多岐にわたっています。このため、地域生活課題の多様性に対応する新たな機関として、対象者の属性を問わない相談を受け付け、他の支援機関と連携した支援を提供する「八王子まるごとサポートセンター」（以下「はちまるサポート」といいます。）を市内13か所に設置し、包括的な支援の提供体制を整備しています。一方、市内には医療機関や社会福祉施設、大学などの社会資源が多数存在しており、住民主体による地域活動も活発に行われていますが、地域密着に取り組み人材確保や分野を越えた横断的な連携、地域生活課題にあった活動の充実など、地域福祉を推進するための新たな課題も生じています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の経緯】本市では、令和3年度からの重層的支援体制整備事業を開始し、新たな拠点となる「はちまるサポート」を通じて、対象者の属性を問わない相談支援や多機関協働などを実施しています。また、庁内連携に関しては、「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」を設置し、庁内横断的な情報共有や複雑化した課題の事例検討等を行うとともに、分野横断的な課題に取り組む部会を設置し、庁内外の関係機関も参加した横断的な連携がしやすい仕組みを設けています。（令和5年度は「ひきこもり支援部会」と「高齢者等の移住支援部会」を設置）

【本市の重層的支援体制整備事業について】

新たに包括的な相談支援窓口として設置した「はちまるサポート」を通じて、多様な支援機関との連携による支援体制を構築しています。本市では、同事業を八王子市社会福祉協議会に一括して委託し、構成する包括的相談支援、地域づくりに向けた支援、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援を一体的に運用しています。

○包括的相談支援事業（はちまるサポートの運営による地域での連携体制づくり）

重層的支援体制整備事業の中核を担う包括的な支援機関として、「はちまるサポート」を市内13か所に設置・運営しており、それぞれ支援のつなぎ役となる「コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）」を常勤で2名配置しています。また、市内21か所ある地域包括支援センター（本市では「高齢者あんしん相談センター」と呼称）との併設を進めており、高齢者人口の増加による複雑化・複合化した課題にも連携して対応できる体制づくりを進めています。（ほか、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域づくり事業を一体的に実施）

はちまるサポートの機能

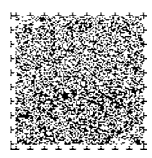
既存の支援機関・事業を連携した連携

各施設・支援機関はこれまで通り自身の得意分野に基づいて相談支援を実施するとともに、包括的相談支援機関として、対応する支援機関や多機関協働事業対象者へ繋ぎ、切れ目のない支援を実施する。

はちまるサポート（八王子まるごとサポートセンター）

重層事業における中核的な支援機関として、令和3年度から運用開始。どこに相談すればよいかわからない生活の「困りごと」や、身近な問題の相談を受け付け、適切な相談サービスや支援機関につなげる。福祉の総合相談窓口【包括的相談支援】

- 1 運営体制
 - 〒一丁目5（現址、専任常勤6名） 9時から17時
- 2 運営体制
 - コミュニティソーシャルワーカー（CSW）2名
 - ワンストップ相談対応窓口（1名）
- 3 委託事業
 - 八王子市社会福祉協議会
- 4 その他
 - 相談窓口機能（包括的相談支援）のほか、重層事業内での機能も有する。
 - ① 連絡先は、各事業への連絡先が記載された「はちまるサポート」
 - ② 連絡先は、各事業の担当者がいるから相談がスムーズに行われる。
 - ③ 相談内容によっては、他の支援機関へつなぐ。



○多機関協働事業

八王子市社会福祉協議会内に「多機関協働事業担当」を専任で配置し、分野ごとに設置されている市内の支援機関からの複雑化・複合化したケースに関する相談を受け、情報収集や関係機関（庁内・庁外）とのつなぎ、役割の調整など、課題解決に向けた支援のコーディネートを行っています。また、多機関との支援範囲の場となる「支援会議」や「重層的支援会議」を必要に応じて開催し、関係機関がそれぞれの役割を認識しながら、一体的かつ効果的に必要な支援が提供できるよう運用しています。

他にも、分野別相談支援機関の連携強化を図るための多機関合同の研修会も随時開催しており、それぞれの役割を知り合う機会の実践に取り組んでいます。

○地域づくり事業（地域との連携）

地域生活課題を地域で知り、主体的に解決する意識や行動を醸成するため、令和4年度から「地域共生のまちづくり推進フォーラム」を開催しています。（令和5年度は、ひきこもりや不登校への支援を行っている地域活動や支援者の実践報告等）また、地域生活課題への早期発見・早期支援へのつなぎを目的とした「はちまるサポーター」の養成を新たに開始しました。地域住民による「気づき」の目を増やし、課題の深刻化予防に向けた地域との連携にも力を入れています。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○地域の社会資源との連携と活動支援：

・令和5年度から地域生活課題の深刻化予防を目的とした地域課題の発見・つなぎの役割を担う「はちまるサポーター」の養成を開始しました。身の回りの異変や気になること、居場所や社会参加につながる地域資源の情報などははちまるサポートにつなげる気軽な福祉活動で、より多くの住民が地域福祉の“つなぎ手”となる地域づくりを進めています。

・はちまるサポートに配置するコミュニティソーシャルワーカーが、民生委員・児童委員の地域の定例会議や町会・自治会の地域の活動などに参加するなど積極的に地域へ出て、地域資源との連携を深めています。

・民間企業との共創による地域生活課題の解決に向けた取り組みを進めています。そのひとつとして、令和5年度、民間企業が主体となり、地域活動団体や医療機関、行政等の多様な主体と連携して孤独・孤立支援に取り組む「食で結ぶ孤独・孤立対策プラットフォーム」づくりが始められました。市内に複数ある子ども食堂・地域食堂を課題の発見・支援へのつなぎの場と位置づけ、地域プラットフォームを通じて多様な主体がお互いのできることや現場での課題などを共有し、顔の見える関係づくりを進めています。

5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

【課題の深刻化】

地域活動の自粛が続き、活動の担い手となる住民ボランティアも減少しています。また、交流や参加機会の減少から、生活課題がより顕在化し、支援機関が把握した時点で深刻化しているケースも増えています。

また、新たな課題として、福祉の相談窓口やサービス、制度の認知度が著しく低下しており、必要な情報を取得する機会の充実も大きな課題となっています。

課題が深刻化しないよう、「早期発見・早期支援へのつなぎ」は、地域福祉計画においても取り組むべき重要テーマとなっています。

【早期発見・早期支援へのつなぎに向けた体制の強化】

次期地域福祉計画（令和6年度～）では、これらの課題を踏まえて重層的支援体制整備事業の方針を「深刻化予防に向けた早期把握・支援へのつなぎ」とします。

様々な主体との連携による地域での課題発見の機会を増やし、いち早く支援につなぐため、上記で記載した各取組を充実するとともに、包括的な支援体制の構築拠点となる「はちまるサポート」の機能強化を図り、地域住民や多機関との連携をより強化する取り組みを充実します。

ちゅうおうく 中央区

人口 173,130 人
(65 歳以上割合 14.77%)
世帯数 95,596世帯 / 面積 10.21km²
引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

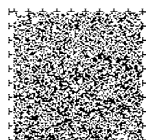
計画の種類：単期計画

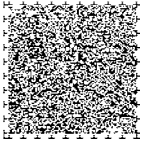
現行計画期間：令和2年度～令和8年度（7か年）

圏域の設定：あり（行政区画を基礎とし、3つの福祉圏域を設定）

評価指標の設定：あり（相談支援包括化推進員数、住民主体による地域活動の拠点数などの全72項目）

計画の特徴：地域の情報を共有し、地域資源を把握・活用するため地域の基礎データ、特性、施設やサロンなどの地域資源の状況、地域活動者、団体グループインタビューの調査結果を踏まえた強みや課題などをまとめた「地域カルテ」を作成し、計画の資料編として掲載





2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】

中央区の人口は増加傾向にあり、2015年から2020年までの人口増加率は23区で最も高く、令和9年度中には20万人を超えるものと想定しています。また、生産年齢人口の割合は全人口の70%以上を占め、特に30歳代・40歳代を中心とした子育て世代の人口が多いことも特徴です。今後も、3つの福祉圏域(京橋・日本橋・月島)全てで人口の増加が見込まれ、特に、新規の住宅開発が進む月島地域の人口がさらに増加していくと見込んでいます。

【現在の地域福祉の取組状況・実施状況、今後の取組方針など】

・令和6年4月に区役所の本庁舎(京橋地域)に、相談者の年齢や属性を問わず、包括的に相談支援を行う「ふくしの総合相談窓口」の開設を予定しています。複数の分野にまたがる課題やこれまでどこにも相談すればよいか分からなかった課題を抱えた世帯等に対する相談窓口を明確化し、各相談支援機関や社会福祉協議会等と連携しながら継続的に支援する体制を構築します。あわせて、京橋以外の地域(日本橋・月島)における窓口の整備に向けても、検討を進めています。

・地域住民の居場所や多世代交流の場のほか、地域福祉コーディネーターのアウトリーチの拠点としても活用している地域活動拠点の整備を進め、地域の課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを推進しています。令和6年度に新たに1カ所拠点を開設を予定しており、地域住民が身近な地域で地域活動に参加できる場の充実を図っています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の主管部署】 福祉保健部管理課

【検討の参加部署】 庁内の相談支援業務に携わる部署

【庁内の連携体制】

区の福祉保健部管理課で相談支援業務に携わる職員を相談支援包括化推進員として任命しています。各相談支援窓口で受けた相談はそれぞれに対応することを基本としながらも、複雑化・複合化した困難なケースについては、相談支援包括化推進員が中心となって分野を横断して連携し、情報の共有や支援方法の協議等を行っています。また、相談支援包括化推進員の連携により、令和6年度から実施する重層的支援体制整備事業の制度理解や庁内の顔の見える関係づくりを推進しています。

重層的支援体制整備事業の実施にあわせ、福祉保健部以外で相談支援業務を行っている部署にも相談支援包括化推進員を配置し、複雑化・複合化した課題への対応力のより一層の向上を図っていきます。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○中央区社会福祉協議会の活動等

地域福祉コーディネーターを区全域及び3つの福祉圏域(京橋・日本橋・月島)ごとに配置し、住民主体の多様な地域活動の立ち上げや活動継続への支援を行うとともに、区内で定期的に活動しているサロンの開催情報を一覧にまとめた「中央区サロンマップ」を作成しています。また、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、地域福祉コーディネーターを1名増員するほか、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」にも一層力を入れ、社会資源の掘り起こしやコーディネートを行っていきます。

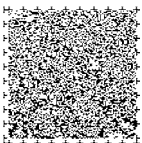
○地域の社会資源の特徴と連携等の状況

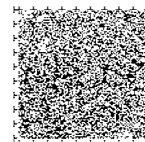
ひとり暮らしや認知症等の高齢者に対して、おとしより相談センター(地域包括支援センター)を中心に、民生・児童委員、地域見守り活動団体、見守り協定締結事業者等と連携を図り、高齢者の生活を地域全体で見守り、支える地域見守りネットワークを構築しています。そのほか、社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、協働ステーション中央(活動のサポートと団体間の連携・協働をコーディネートする施設)において、各種専座の開催や登録団体の情報発信、登録団体相互の情報交換に対して支援しています。

5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

コロナ禍により人と人とのふれあいや交流の機会が減少し、孤独・孤立といった課題が顕在化していることに加え、高齢者の生活実態調査(令和4年度実施)においても、コロナ禍による生活の変化について、「外出を控えるようになった」、「友達・親戚付き合いが減った」と答える方が多く、フレイル状態に陥りやすい状況となっていることが伺えます。そうした中、「ふくしの総合相談窓口」の開設による福祉に関する困りごとを抱えた方を包括的に受け止め、適切な支援につなぐ体制の構築や人と人とのつながりづくりに向け、地域活動団体や担い手同士の横のつながり、住民相互の支え合いによる活動の充実を図ってまいります。また、ポストコロナを見据えた外出機会の確保などを目的として、高齢の方や障害のある方、妊産婦の方を対象に、コミュニティバスの運賃を無償化しました。

| | | |
|-----------------------|--|--|
| <p>ぶんきょうく 文京区</p> | <p>人口 242,945人 (65歳以上割合 19.28%) 世帯数 136,551世帯 / 面積 11.29km² 引用元: 東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> | |
| | <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> <p>計画の種類: 他の計画と合本 現行計画期間: 令和3年度~令和5年度(3か年) 圏域の設定: あり(高齢者あんしん相談センターを基礎として、4圏域(富坂・大塚・本富士・駒込)を設定) 評価指標の設定: あり(対象者や事業実施回数等の数値目標及び事業成果などを設定)</p> | |





2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】

文京区の人口は全般的に増加傾向にあり、特に高齢者及び年少人口が増加しております。人口増加は今後約15年ほど続き、その後は全体の人口及び生産年齢・年少人口は減少傾向となり、高齢者人口は増加傾向が継続し、約40年後には約3人に1人が高齢者になる見込みです。

今後、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる2040年問題も見据えて、地域包括ケアシステムの分野で連携協定を締結している東京大学高齢社会総合研究機構の協力を得ながら施設整備を進めるとともに、24時間対応の在宅医療・介護サービス等の更なる活用、また、安心して育ち育ててできる支援体制として、今後設置する区の児童相談所を中心とした、関係機関が有機的に連携した包括的な支援体制の強化など、地域福祉における課題への対応について検討していく予定です。

【現在の地域福祉推進状況・実施状況と、今後の取組方針など】

分野や世代を超えた包括的な支援体制の取組として「文京区版ひきこもり総合対策」を行うほか、多世代の方が自由に交流できる「多機能な居場所(つどいのーの)」づくりの推進、地域福祉コーディネーターを配置し、小地域福祉活動への支援など地域の支え合いの体制づくりへの支援を行っています。

福祉サービスの確保と質の向上に向けて、成年後見制度利用支援事業や権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築などに取り組むほか、介護人材の確保・定着に向けた支援やフレイル予防プロジェクト等を実施しています。

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者基幹相談支援センターにおいて人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施するとともに、富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に開設した地域生活支援拠点では、地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図っています。

精神障害者が地域で安定した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等精神障害者の地域支援に関わる関係者をメンバーとする協議会やテーマを絞った専門会議・実務者による会議を開催し、保健医療・障害福祉の両方の視点から地域の課題等の議論を深め、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の主管部署】 福祉部福祉政策課

【検討の参加部署】

【庁内】 (福祉部) 高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課
(保健衛生部) 予防対策課、保健サービスセンター
(子ども家庭部) 子育て支援課、子ども家庭支援センター
(教育推進部) 教育センター、教育指導課、児童青少年課

【庁外】 文京区社会福祉協議会、民間事業者、地域団体、NPO、地域住民等

【庁内の連携体制】

ひきこもりやヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題については、関係機関の連携体制の構築や支援事業の拡充に取り組むとともに、個別の支援を行っています。

また、必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例を通じて多機関協働による体制整備を進め、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を令和7年から本格実施し、包括的な支援体制を強化します。

○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること

ひきこもり当事者等の心情に寄り添った、広報・啓発活動や広域連携支援の取組を広げ、適切な相談支援につながる体制を強化する必要があります。

また、ヤングケアラーに気づき、適切な支援につながるため、引き続き関係機関や地域の担い手等に対する周知啓発や、ヤングケアラー本人や家族を支援するための体制を強化する必要があります。

さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、分野横断的に多機関連携・協働した重層的なセーフティネットを構築する必要があります。

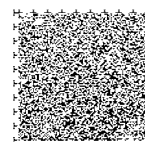
4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

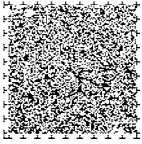
○文京区社会福祉協議会の活動や関連する地域の交流拠点

区と区社協の間で定期的に連絡会を開催し、事業の進捗状況や方向性等の情報を共有するほか、顔の見える関係の中でソフト面でも支援できるよう取り組んでいます。地域福祉コーディネーターを10人配置しており、全員が生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を兼務しています。区内の常設の多機能な居場所は8か所あり、開設や運営費の補助、活動継続のための相談等の運営について社協が支援し、区が必要経費を社協に補助しています。地域の居場所づくりにあたっては、地域福祉コーディネーターが各地区の地域の中に入り、地域住民による小地域福祉活動の立上げや運営支援をバックアップすることで、住民主体の取組みが可能となっています。

○地域の社会資源の特徴と連携等の状況

区社協における地域連携ステーション(ファミコム)において、提案公募型協働事業として、NPO等から地域課題解決のための事業を募集しています(8チャレ)。事業の実践にあたって、団体からの運営相談や活動経費の助成を行っています。具体的には、地域課題の解決に向けた行政とNPO等との連携により、孤立した子どもや若者を支えるつながりを作る仕組みづくりや、男性高齢者の継続的な社会参加のきっかけづくりなどの事業が展開されています。コロナ禍を経て、NPO活動等に係る講座や交流会など、対面での開催を再開したことで、区社協も参加者と顔の見える関係が築けるようになり、実際の活動についての相談もより個別に対応がしやすくなったとともに、活動団体同士のつながりも築きやすくなりました。一方で、引き続き、地域課題の解決に向けた協働事業の展開にあたって行政職員の意識啓発が必要と考えています。






5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

コロナ禍を経験することで、交流会や日頃のコミュニケーションにおいて、新たにオンラインを活用する方法を取り入れることはできたものの、利用者側においてデジタルスキルが均一ではない中で、モチベーションの維持を図ることが困難となり、介護予防活動としての通いの場への参加者が減少、参加者の体力や認知機能の低下が見られるようになりました。地域活動を継続できるように、地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター）が、地域に出向き、運営団体の代表者等とコミュニケーションを図りながら、個別に相談・情報提供等を行うことで、個々の状況に応じた支援を行っています。

また、コロナ禍において生活困窮をきっかけに繋がった新たな相談者層は、世代・属性や職種なども広範囲に及び、複合的な課題を抱えているものの適切な相談に繋がっていない世帯が散見されました。今後も引き続き、生活困窮についての相談支援を行いながら、様々な支援機関と連携し包括的に支援を行ってまいります。また、生活困窮状態から孤立・孤独状態に陥っていく世帯への支援については、情報提供などを通じた伴走型支援の充実や地域の居場所などとの連携強化を図る必要があると考えています。

| | | |
|-------------------------------|---|---|
| すみだく 墨田区 重層事業実施 | 人口 276,419 人 (65 歳以上割合 22.03%) |  |
| | 世帯数 152,844 世帯 / 面積 13.77km ² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」 | |

1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類：他の計画と合本

現行計画期間：令和4～8年度（5か年）

圏域の設定：なし（地域包括支援センターは8圏域に分けて設置）

計画の特徴：第4次計画にて包括的支援体制の構築を重点取り組みに位置づけ、国が示した重層的支援体制整備事業を推進するとともに、前計画の基本的視点である「プラットフォームによる地域福祉」を継続して推進する。

2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】墨田区は昔から下町らしい人情のあふれたまちとして、隣近所や家族・親族間のつながりが深く互いに支え合ってきたまちです。近年の人口は増加傾向ですが、少子高齢化、単身世帯の増加、社会的孤立などの影響で、個人や世帯が抱える課題は様々な分野が絡み合って複雑化・複合化し、既存の相談窓口では解決が困難となってきています。また、「ごみ屋敷」「ひきこもり」などの制度の狭間となっている課題も生じています。

【現在の地域福祉課題状況・実施状況と、今後の取組方針など】墨田区では、平成29年度から社会福祉協議会の「地域福祉プラットフォーム事業」で「地域力強化」「多機関協働」を進めるため、モデル事業を利用してきました。令和3年度以降は社会福祉協議会が区からの受託事業として実施し、「世代や属性を問わず、交流ができる居場所」「くらしの困りごとをコミュニティ・ソーシャルワーカーに相談ができる場」といった「包括的支援体制整備事業」の地域の拠点としています。また、多機関協働事業では、令和3年度に体制整備に向けた制度設計等の準備として、試行的な支援会議、重層的支援会議の開催をはじめ、地域づくりに向けた支援拠点の設置、個人情報の取り扱いの検討、重層的支援体制整備実施計画の策定など進め、令和4年度から本格実施を開始しました。現在は、庁内6部16課と社会福祉協議会を構成メンバーとし、横断的に取り組む必要がある複雑化・複合化した課題の解決に向けた支援会議等を行っています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

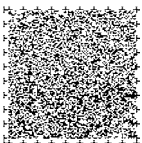
【検討の主管部署】福祉保健部厚生課

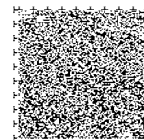
【重層的支援体制整備事業の関係部署】福祉保健部（生活福祉課・障害者福祉課・介護保険課・高齢者福祉課）保健衛生担当（保健計画課・保健予防課・保健センター）子ども・子育て支援部（子育て支援課・子育て政策課・子育て支援総合センター）地域力支援部（地域活動推進課）都庁言語部（住宅課）教育委員会事務局（指導室・すみだ教育研究所）

【庁内の連携体制等】包括的相談支援事業では、高齢・介護、障害、子供、生活困窮等の各分野の窓口で受け止めた相談のうち、相談支援機関の連携や役割を整理する必要がある「複雑化・複合化した課題を抱えている事例」を支援会議や多機関協働事業につなぎ、相談ネットワークを活用した支援を行います。多機関協働事業では個人が抱える課題から世帯全体が抱える課題に目し、課題を解きほぐすとともに各機関の役割分担や支援の方向性を整理するなど、各機関の結節点となって連携を円滑化しながら、各機関のサポートや区全体の包括的な相談支援体制の構築を推進しています。また、地域の居場所・交流と相談の場としての機能を持つ「地域福祉プラットフォーム」にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の拠点属性を問わない住民からの相談対応及び関係機関との連携や必要な支援が届いていない個人・世帯に必要な支援を届けるための活動をするほか、住民主体の見守り、声かけ等の活動である、「小地域福祉活動」、「ふれあいサロン」の実施等を推進していきます。

○包括的支援体制の構築にあたり課題となっていること

事務局の組織体制及び多機関連携の強化や、地域資源、人材確保、各主管課の事業範囲を超えた制度の狭間の支援に関する役割分担など課題は山積んでいます。また、「地域福祉プラットフォーム」をより多くの方に利用していただけるよう周知するとともに拡充していく必要があると考えています。

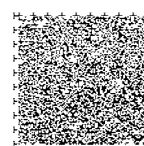





| |
|---|
| <p>4 地域の社会資源とその連携または活動への支援</p> <p>○墨田区社会福祉協議会の活動 区内3か所の「地域福祉プラットフォーム」を地域の拠点として、小地域福祉活動、ふれあいサロンなど、地域で活動している団体との連携、協力をしていきます。</p> <p>○地域の社会資源の特徴と連携等の状況 小地域福祉活動に関わる団体は定期的に連絡会を開催し、活動内容や困りごとの情報共有を行っています。地域の団体、事業所から地域活動を協力して進めていきたいといった相談を受けており、検討を進めています。</p> |
| <p>5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について</p> <p>コロナ禍で大半の地域福祉活動が中止、縮小となり、つながりの希薄化がより深刻化しました。地域福祉プラットフォームでは民生・児童委員や地域福祉関係者等を対象とした事業報告会や各種イベントの周知を行いながら地域福祉プラットフォームを地域の拠点としてPRし、交流を通じたつながりの醸成に努めています。また、令和5年度から「ひきこもりに関する専用相談窓口」や「ひきこもりの相談に関する専用WEBサイト」を開設し、本人が望む解決に向けて支援を行っています。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>おおたく 大田区</p> <p>重層事業実施</p> | <p>人口 740,034 人 (65歳以上割合 22.73%) 世帯数 401,442 世帯 / 面積 61.86km² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> | |
|---|--|--|

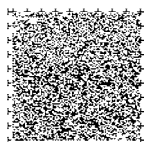
| |
|--|
| <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> <p>計画の種類：他の計画と合本 現行計画期間：令和元年度～令和5年度（5か年） 圏域の設定：あり（区内18か所に設置している特別出張所を日常生活圏域と捉え、同じく区内に4か所設置している地域庁舎を基本圏域に設定） 計画の特徴：複合課題のある支援対象者に対して、チームで対応する「複合課題に取り組む個別支援」と、地域の力を活かした「支援と共生の地域づくり」を2つの柱とし、大田区版「地域共生社会の実現」を推進する。</p> |
| <p>2 地域の抱える課題・特性等について</p> <p>【特徴・課題】大田区では老年人口及び外国人口が増加傾向にあります。また、単身世帯、特一人暮らしの高齢者が増えています。区の地域福祉計画では、地域福祉推進における課題について、 ①地域包括ケアシステムの普遍化②複合的な課題への対応③地域活動を担う人材確保・育成④専門職の確保・育成⑤地域からの孤立を生まない地域づくりの5つを掲げています。 【現在の地域福祉取組状況・実施状況と、今後の取組方針など】 ○複合課題に取り組む個別支援 ・令和4年5月、ひきこもりの方や家族のための相談支援を目的とし、本人との関係性を築きながら、自立に向けた支援を行うアウトリーチ型の相談支援機関である「ひきこもり支援室SAPOTA」を開設しました。 ・令和4年10月、社会的孤立を抱えた若者（18～39歳対象）の相談・居場所機能を開設し、制度の狭間にあった世代・対象に対する居場所を通じた相談支援機能である「大田区若者サポートセンター プラットおおた」を開設しました。 ・令和4年4月、区内の福祉事業所等で働く福祉従事者がサービス分野や所属など様々な垣根を越えて交流し、切磋琢磨しながら高め合える環境を整備するため、大田区福祉人材育成・交流センターを機能設置しました。 ○支援と共生の地域づくり ・地域のボランティアが、月1回子育て世帯に食料を届けることで、こども・子育て世帯の孤立防止や区民のみなさん同士のつながりのきっかけづくりとなる「ほまほまごよん事業」に取り組んでいます。 ・社会福祉協議会が中心となって、地域の福祉課題をさまざまな地域のみなさんとともに、共有・協議の場（プラットフォーム）づくりに取り組んでいます。</p> |
| <p>3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況</p> <p>【検討の主管部署】福祉部福祉管理課 【検討の参加部署】庁内の関係部局 【庁内の連携体制】 ○大田区地域共生社会推進本部 令和5年4月、全庁的な多機関協働による包括的支援体制を推進するための課題について協議・検討するための場として、区長を本部長とする「地域共生社会推進本部」を設置しました。 ○多機関協働事業の実施 令和4年度に、大森地区をモデル地区として、多機関連携の調整及び重層的支援会議の開催について実施・検証を行いました。令和5年度からは、4地区全てに多機関連携の調整機能を設置し、重層的支援会議を開催するなど、分野横断的包括的なチーム支援の強化を図っています。 【連携体制づくりに向けた状況】 令和2年6月の社会福祉法の改正によって新たに創設された「重層的支援体制整備事業」について、部局を横断し、大田区の強みである地域力を活かした実施のあり方について検討し、令和4年度の移行準備事業を経て、令和5年度から事業を本格実施しました。</p> |



| |
|--|
| <p>4 地域の社会資源とその連携または活動への支援</p> <p>○大田区社会福祉協議会の活動等 社協との連携を強化するため、区と社協間で職員の人事交流をしています。区社協と連携して、地域の社会資源を活かした参加支援、地域づくり支援の推進に取り組んでいます。</p> <p>○地域の社会資源の特徴と連携等の状況 大田区社会福祉法人協議会、介護保険サービス団体連絡会、各障害福祉サービスのネットワーク会議、こども食堂連絡会などが組織化され、定期的な意見交換に加え、各組織と協働して研修や就職面接会等を実施しています。また、特別出張所（区内18カ所）を拠点に、自治会・町会をはじめとする地域団体等と連携し、地域力推進地区委員会を設置しています。</p> |
| <p>5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について</p> <p>○地域全体で生活困窮者を支える仕組みづくり ・コロナ禍の長期化により、生活困難層が顕在化し、生活に欠かせない「食」を求める方が増えたことで、地域のこども食堂の数が急増し、食料の無償配布を行うフードパントリーの活動が生まれました。区は、社会福祉協議会と連携し、こども食堂への支援事業を行うとともに、地域の多様な主体が携わる「食」を中心としたフードドライブやフードパントリーなどの地域活動の支援を行っています。また、ボランティアや企業など多くの主体が参加できるように、食料集め、仕分け、必要な方へ届けるまでの流れを仕組み化し、支えあいのネットワークを広げる取組「おおたフード支援ネットワーク事業」を実施しています。</p> |

| | | |
|---------------------------------------|--|---|
| <p>としまく 豊島区 重層事業実施</p> | <p>人口 303,113 人 (65歳以上割合 20.09%) 世帯数 186,901 世帯 / 面積 13.01km² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> |  |
|---------------------------------------|--|---|

| |
|---|
| <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> <p>計画の種類：単独計画 現行計画期間：平成30年度～令和5年度（6か年） 圏域の設定：あり（町会・自治会の12地区） 評価指標の設定：なし</p> |
| <p>2 地域の抱える課題・特性等について</p> <p>・豊島区は、日本一の高密度都市で、人口の流動性も高く、単身世帯（特に一人暮らし高齢者）の割合や外国人の割合が高いなど、都市的特徴が顕著です。 ・これらを背景として、オートロックマンションの増加や町会加入率の低下、近所付き合いの希薄化など、これまでのようなコミュニティによる支え合いが難しくなってきています。 ・豊島区では、これらの状況を踏まえ、地域住民自らが上記のような課題を受け止め、「我が事」としてみんなで支え合い、助け合おうとする活動が数多く行われています。</p> |
| <p>3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況</p> <p>○庁内の連携体制 ・単独では対応が困難な複雑・複合的な課題に対し、関係各課が機動的に情報共有や連携した対応を行うことで課題を解決するため、関係課長により構成される福祉包括支援推進会議を設置しています（構成員に社協を含む）。 ・また、関係各課の係長網に対し、福祉包括支援推進員の兼務発令を行い、位置づけを明確にしています（月に1回部会を開催）。</p> <p>○包括的支援体制の構築にあたり課題となっていること ・現状が情報共有の場となっているため、関係各課で課題の共有を行った上で、その課題に対し、どのように解決を図るのか、そこまで踏み込んだ議論ができるよう、体制を整えていく必要があります。</p> |
| <p>4 地域の社会資源とその連携または活動への支援</p> <p>○豊島区民社会福祉協議会の活動等（区委託事業） 地域包括支援センターと同じ8圏域の区民ひろば※1に、2名以上のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。 CSWは生活上の課題を抱える方への「個別支援」を行うとともに、地域の関係者や関係機関と連携して「地域活動支援※2」を実施しています。 ※1…地域の多世代交流拠点 ※2…サロン活動等の立ち上げや運営支援、大正大学社会福祉学科サービスマーケティング（体験教育）への協力、地域の関係者や関係機関との連携による支援、要介護世帯（貧困世帯含む）の子どもを中心とした学習支援活動等。</p> <p>○地域の社会資源の特徴と連携等の状況 ・区内の社会福祉法人が共同で、無料の相談事業である「福祉なんでも相談窓口」を実施しています。 ・区内8大学と地域連携に関する包括協定を締結しています。そして、この包括協定に基づき、としまコミュニティ大学を展開している大学があります。としまコミュニティ大学では、各大学の特色を活かした講座を協働で開催し、学習の成果を地域づくりにつなげる取組を行っています。</p> |



5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

○CSMによる「ぶらっと」の開催

コロナ禍で地域活動の中止や自粛を余儀なくされる中、活動者同士で悩みを共有する場がなく、活動者同士の横のつながりの脆弱さが露見しました。そこで、活動へのモチベーション維持や情報交換等を行うことを目的に、地域包括支援センターと同じ8圏域に、「ぶらっと」という集まりを開催しました。「ぶらっと」は、住民や活動者、ボランティア団体など、地域の様々な人たちが、気軽に自分の活動や意見を話し、互いを知り、つながる場として機能しています。

○外国人支援プロジェクトへの参画

コロナ禍で外国人の特例貸付の申請件数が増大し、生活に困窮している外国人の存在が顕在化しました。そこで、地域の外国人支援団体が主体となって、社会福祉協議会も参画し、フードパントリー（食糧支援）を行い、来場者への聞き取りによるニーズ把握や、必要に応じて生活支援・法的支援を行っています。

むさしの 武蔵野市

人口 150,436 人
(65 歳以上割合 22.29%)
世帯数 78,403 世帯 / 面積 10.98km²
引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類：総合計画等と合本
現行計画期間：平成30年度～令和5年度（6か年）
圏域の設定：なし
評価指標の設定：なし

2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】本市は若年層の転入が多く、転入後そのまま定着する傾向があり、今後30年間は人口が減らない見込みです。この傾向が続くことで、高齢人口が増加しながらも、全国と比較して高い生産年齢人口の割合を維持できる見込みです。

武蔵野市では、戦後、自治会・町内会が継承されず、コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりが進められてきました。しかし、近年は担い手の高齢化や固定化等の課題が継続しており、新たな担い手の確保や若い世代の参加促進等が課題となっています。市民の地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの役割は変わりませんが、子育て・防災・福祉など様々な目的を持った市民活動団体の活動は「地域」というコミュニティを超えて広がりを持っており、地域コミュニティと市民活動との連携のあり方を検討していく必要があると考えています。

【現在の地域福祉現状・実施状況と、今後の取組方針など】

- ・令和3年度から生活福祉課に「福祉総合相談窓口」を設置しており、そのほかに、定期的に「総合支援調整会議」（健康福祉部のほか、子ども子育て支援課、教育支援課を含む）を開催して、既存の相談ネットワークを強化しています。
- ・地域の居場所として、テンミリオンハウスやいきいきサロンの運営に対して助成を行っています。
- ・介護・障害分野の介護人材の確保と育成を「武蔵野市地域包括ケア人材育成センター」が中心となって実施しています。

3 包括的支援体制の整備に向けた市内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の主管部署】地域支援課

【検討の参加部署】生活福祉課、高齢者支援課、障害者福祉課、健康課、子ども子育て支援課、教育支援課

【市内の連携体制】課題解決のための市内連携を目的とした「総合支援調整会議」（生活福祉課）（概ね月1回開催）と政策立案等を目的とした「重層的支援体制整備調整委員会」（地域支援課）にて課題整理・解決を図っています。

○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること

18歳以上65歳未満で障害認定のない方など、各分野の制度の狭間になっている方への支援の方法や、地域による緩やかな見守りが必要である場合に、民生児童委員をはじめとした地域の協力をお願いできる範囲や、個人情報の取り扱い等、また、国の重層的支援体制整備事業への移行に向けた既存の事業や予算の組み替えが課題となっています。

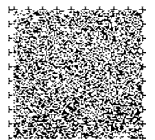
4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

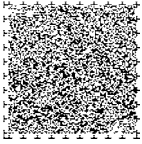
○武蔵野市民社会福祉協議会の活動や関連する地域の交流拠点

地域福祉活動推進協議会（地域社協・福祉の会）が概ね小学校区を単位とした市内13地区に設置され、地域における福祉活動を推進しています。市民社協では、地域の交流拠点となる身近な地域の居場所づくりに対する助成を行っています。平成28年度から西部・中部・東部の3圏域ご当地域担当職員を配置し、地域福祉活動の包括的な支援を行う体制を取っています。

○地域の社会資源の特徴と連携等の状況

市の財源拠出資団体系（武蔵野市福祉公社、武蔵野健康づくり事業団、武蔵野市民社会福祉協議会等）や地域包括支援センター等、民生児童委員、赤十字奉仕団、保護司、地域福祉活動推進協議会、老人クラブ連合会、テンミリオンハウス、いきいきサロン事業運営団体、レモンキャブ運行協力員に加え、武蔵野赤十字病院を中核とした各医療機関や、介護事業所・施設、社会福祉法人等、多くの社会資源があります。これらの社会資源とは、市健康福祉推進協議会等の協議体を始めとした各推進協議会や連絡会等や事業の実施を通して、様々な形で連携を図っています。





5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

コロナ禍においては、人との身体的距離を取り接触を減らす必要があったため、対面の繋がりを基本とする互助・共助の取組みである地域福祉活動は大きな影響を受けました。そのような状況においても、例えば、シニア交流会ポイント制度では、事業実施にあたり活動場所・活動内容ともに大幅な制限を受けましたが、協力施設・団体にアンケート調査を実施し、受け入れ状況、継続可能な活動内容等の情報を関係者に共有するなど、地域福祉活動を止めることなく、試行錯誤を重ねて活動の継続を図りました。

みたかし
三鷹市

人口 195,245 人
(65 歳以上割合 21.89%)
世帯数 96,862 世帯 / 面積 16.42km²
引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類：総合計画等と合本
現行期間：令和元年度～令和4年度（4か年）※コロナにより各施策の進捗に影響が生じていることなどから令和5年度まで延長しています。
圏域の設定：あり（住民協議会の住区を基礎とした7圏域）
評価指標の設定：あり（計画の項目ごとの指標ではなく、協働指標として「福祉ボランティアの参加者数」「地域ケアネットワークの設立住区数及び活動の充実」について目標値を設定）

2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】 少子高齢化の進展、核家族化や単身世帯の増加等により、地域における課題は、8050問題をはじめとした社会的な孤立や孤独などさまざまな課題が複雑からみ合い多様化しています。誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、地域の実情を把握している住民と行政や専門機関等が協働して地域の課題を発見し、解決していくための共助の基盤づくりが必要となります。また、従来の地域福祉の担い手が高齢化してきており、地域社会とのかかわりの薄い市民との間ごとのように関係を築き、地域福祉の人材の掘り起こしや新たな担い手を増やしていくか、という課題があります。

【現在の地域福祉現状・実施状況と、今後の取組方針など】

- ・包括的な支援体制の整備に向け、三鷹市社会福祉協議会へ委託し、7つの住区（圏域）のうち4地区に各1名の地域福祉コーディネーターを配置しています。属性や世代を問わず制度の狭間にある方などからの相談に対応しています。令和6年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施に合わせて7地区に各1名の地域福祉コーディネーターを配置します。
- ・地域特性に応じて多様な活動を行っている地域ケアネットワークの活動などについて、ボランティア活動や地域種別の推進、コミュニティや地域経済の活性化、地域課題の解決や地域のにぎわいを創出すること目的とした三鷹市独自の地域通貨である「みたか地域ポイント」を付与しています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【主管部署】 健康福祉部地域福祉課
【連携する主な部署】 総務部、市民部、健康福祉部、子ども政策部、社会福祉協議会（必要に応じて、他分野の関連が深い部署へも参加を依頼）
【庁内の連携体制】 三鷹市重層的支援体制推進会議を中心に情報共有やケース会議を実施します。
○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること
複雑化・複合化する相談が増加傾向にあり、関係部署や関係機関との連携が必要不可欠となるため、機軸性のある情報共有の仕組みづくりが求められています。併せて、包括的（重層的）な支援に対する関係職員の意識向上が必要となっています。

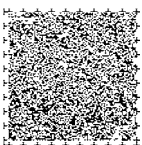
4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

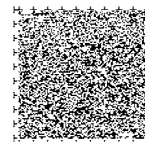
○三鷹市社会福祉協議会の活動や関連する地域の交流拠点
地域福祉コーディネーターを4地区に各1名配置しているほか、生活支援コーディネーターを7地区に各2名配置しています。地域の交流拠点として、地区公会堂等を利用したサロン活動等を実施しています。
○地域の社会資源の特徴と連携等の状況
地域包括支援センター（市内7住区ごとに設置）、在宅医療・介護連携推進協議会（医療、福祉、介護等の関係機関の連携）、介護保険事業者連絡協議会、令和5年度に新たに開設した福祉aboどんぐり山などがあります。所管する社会福祉法人は13法人、他にNPO法人や医療機関では杏林大学医学部付属病院があります。地域福祉の推進に当たっては、様々な関係機関と連携しながら、重層的な支援体制の構築を図ります。

5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について


【課題】 これまで地域のイベントに参加するなどして、外とのつながりがあった住民がコロナ禍で外出しなくなり、近隣住民をはじめ周囲が変化に気づく機会が減っています。中でも、生活上困難な課題を抱えている世帯がSOSを発信しづらくなり民生・児童委員、地域包括支援センターなども生活状況を把握しにくくなりました。

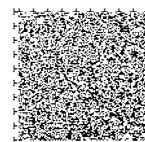
【取組】 地域ケアネットワークにおける従来のサロン事業やコロナ禍を経て定着した屋外でのラジオ体操やウォーキングなどの実施により、高齢者の外出促進や運動機会の創出を図り、近隣住民をはじめ、民生・児童委員や地域包括支援センターが見守り等を行いやすい環境を支援しています。






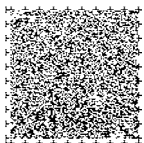
| | | |
|---|---|---|
| <p>ふちゅうし 府中市</p> | <p>人口 262,390 人 (65 歳以上割合 22.24%) 世帯数 125,549 世帯 / 面積 29.43km² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> |  |
| <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> | | |
| <p>計画の種類：他の計画と合本 現行計画期間：令和3年度～令和8年度（6か年） 評価指標の設定：あり（①地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会の相談件数、②市民後見人受任者数を参考指標として設定） 圏域の設定：あり（文化センター圏域を基礎とした11の福祉エリアを設定）</p> | | |
| <p>2 地域の抱える課題・特性等について</p> | | |
| <p>【特徴・課題】府中市は人口・世帯数の増加傾向がある一方で、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。また、高齢化率も上昇しており、従来の世帯内での支え合いだけでなく、地域における支え合いを促進する必要があります。</p> <p>【現在の地域福祉取組状況・実施状況と、今後の取組方針など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉エリアに配置している地域福祉コーディネーターが、住民主体の「わがまち支えあい協議会」の支援を行い、各地域特有の課題、様々な課題の解決を進めています。また、地域福祉コーディネーターと市が連携した福祉総合相談窓口を担当課に設置しました。 福祉エリアを中心に、地域における様々な福祉活動を展開できるよう支援を推進しています。 成年後見制度利用促進や再犯防止等の推進については、府中市成年後見制度利用促進基本計画及び府中市再犯防止推進計画に基づき、取組を進めています。 ひきこもりに関する支援や自殺対策については、東京都ひきこもりサポートネット等との連携や府中市自殺総合対策計画に定めた取り組みに沿い、推進していきます。 | | |
| <p>3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況</p> | | |
| <p>【検討の主管部署】地域福祉推進課及び関係機関 【検討の参加部署、連携体制】包括的支援体制の整備に向けて、連携体制等に関する情報収集及び課題整理を行っています。</p> | | |
| <p>4 地域の社会資源とその連携または活動への支援</p> | | |
| <p>○府中市社会福祉協議会の活動及び連携等 府中市社会福祉協議会は「地域福祉推進計画」の重点目標に「わがまち支えあい協議会の推進」を掲げて取組を行っています。また、同計画と市計画の整合性を図っています。</p> <p>○地域の社会資源の特徴と連携等の状況（主に災害時の支援について） 福祉分野では、市内の特別養護老人ホーム10施設、介護老人保健施設4施設、介護付有料老人ホーム1施設、特別支援学校2校、短期入所事業所1事業所、日中活動サービス事業所（障害分野）5事業所（令和5年12月1日時点）とそれぞれ災害発生時に速やかな連携を図れるための協定の締結を行いました。また、令和3年3月に府中市介護サービス事業者連絡協議会と風水害時における要支援高齢者の安否確認等に関する協定を締結しています。</p> <p>また、福祉分野以外では、自治会・町会等が総世帯129,875世帯のうち66,087世帯（50.9%）が加入しています（令和5年12月1日時点）。災害時の避難行動要支援者への支援体制の一環として、平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会等に対して、手上げ式で避難行動要支援者名簿の提供に関する協定を締結しています。（385団体中213団体締結。令和5年12月1日時点）近年、自治会・町会等の数が、担い手不足などの理由により減少してきており（令和2年度年度391団体 令和5年度384団体）、地域力の弱体化が課題となっています。</p> | | |
| <p>5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について</p> | | |
| <p>コロナ禍を経験したことによって地域のつながりの希薄化が進んだことが課題として挙げられます。見守りが必要な高齢者を支援するために、自治会・民生委員・地域包括支援センター等が連携した地域支援連絡会を開催しています。また、子育て世代の身近な交流づくりのため、市立保育所を始めとした子育て広場の開催や子ども食堂を市内15か所で開催しています。</p> | | |

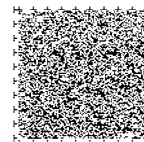
| | | |
|---|---|---|
| <p>ちょうふし 調布市</p> <p>重層事業実施</p> | <p>人口 243,483 人 (65 歳以上割合 21.66%) 世帯数 122,297 世帯 / 面積 21.58km² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> |  |
| <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> | | |
| <p>計画の種類：単独計画として策定 現行計画期間：平成30年度～令和5年度（6か年） 圏域の設定：あり（小学校区を基礎とし、複数の小学校区から構成される8つの圏域（中学校区規模）を設定） 計画の特徴：地域福祉、高齢及び障害の名計画の同時策定に当たり、新たに共通の将来像や各計画を貫く4つの基本理念を定めるとともに、上記の新たな8つの福祉圏域に再編統合した。</p> | | |



| |
|---|
| <p>2 地域の抱える課題・特性等について</p> <p>【特徴・課題】調布市は過去10年間、人口が増加傾向にあります。生産年齢人口はほぼ横ばいですが、65歳以上人口が増加し、高齢者世帯の半数が単身世帯となっています。また、ひとり親世帯も10年間で増加しています。</p> <p>【現在の地域福祉課題状況・実施状況と、今後の取組方針など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉・子ども・教育などの分野を横断し、各相談支援機関の業務内容の相互理解や具体的な連携方法、福祉ニーズの対応策、地域に不足している社会資源の創出などについて意見交換を行うため、相談支援包括化推進会議を設置しています。 ・住民の主体的な福祉活動を促進するため、地域福祉の担い手の養成を推進する取組として、地域福祉ファシリテーター養成講座を大学や近隣の自治体、社会福祉協議会と連携して実施しています。また、福祉サービスの確保と質の向上に向け、市内の福祉人材育成拠点（調布市福祉人材育成センター）の運営を支援し、福祉ニーズに的確に対応できる人材の安定的な確保に向けて取組んでいます。 |
| <p>3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況</p> <p>【検討の主管部署】福祉総務課</p> <p>【検討の参加部署】</p> <p>(庁内) 生活福祉課、高齢者支援室、障害福祉課、子ども発達センター、健康推進課、子ども政策課、保育課、子ども家庭課、児童青少年課、住宅課、指導室</p> <p>(庁外) 社会福祉協議会、子ども家庭支援センター、調布ゆうあい福祉公社、多摩南部成年後見センター、東京都多摩府中保健所、東京都多摩児童相談所</p> <p>※必要に応じて、その他の支援関係機関の参加を得ることとしています。</p> <p>【庁内の連携体制】</p> <p>調布市相談支援包括化推進会議において庁外も含めた包括的な相談支援のための連携体制を検討</p> <p>○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること</p> <p>庁内関係各課及び各支援機関同士は、具体的な相談の受け止めや対応などの連携が取れるようになっています。制度の狭間の問題等の困難事例への対応では、どの機関が主たる支援者となるのが望ましいのか判断が必要な場面課題を感じています。多機関が協働する際の調整役である地域福祉コーディネーターが個別支援にばかりきりこめることが懸念されており、チームで支援する意識を醸成していくことが課題となっています。こうした課題については、令和5年度から実施している重層的支援体制整備事業を踏まえて、引き続き検討を進めていきます。</p> |
| <p>4 地域の社会資源とその連携または活動への支援</p> <p>○調布市社会福祉協議会の活動や関連する地域の交流拠点</p> <p>市内8つの福祉圏域全てに配置している地域福祉コーディネーターを中心として、主に高齢者支援を担う地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）やボランティアコーディネーター等との連携により、住民主体の交流活動の場であるひだまりサロンや子ども食堂、空き家等を活用した居場所づくりなどに取り組んでいます。</p> <p>○地域の社会資源の特徴と連携等の状況</p> <p>自治会、地区協議会、老人クラブ、子ども食堂、当事者・家族会、民生委員・児童委員、見守りネットワーク、ひだまりサロン等の福祉分野に加えて、ボランティア、防災市民組織、保護司会、更生保護女性会等の福祉分野以外の社会資源があり、各分野の所管部署ごとに連携しています。</p> |
| <p>5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、社会のデジタル化についていくことができない高齢者のデジタル格差問題や、地域の居場所（サロン、会食、体操教室、サークル等）が開催できなくなることによるつながりの減少、外国にルーツを持つ方の生活支援などの課題が顕在化しています。</p> <p>これらの課題に対し、ボランティアやサロンなどによる、高齢者のデジタル化に対する支援や、サロン等のオンライン開催に向けた支援、外国の方との交流を目指したフードパントリーの立上げ支援など、つながりの創出に向けた取組を行っています。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>こま返し 狛江市 重層事業実施</p> | <p>人口 84,161 人 (65歳以上割合 24.25%)</p> |  |
| | <p>世帯数 42,843 世帯 / 面積 6.39km² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> | |
| <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> <p>計画の種類：総合計画等と合本</p> <p>現行計画期間：平成30年度～令和5年度（6か年）</p> <p>圏域の設定：あり（市内を3つの生活圏域にわけて設定。地域包括支援センターと同じ範囲）</p> <p>計画の特徴：成年後見制度利用促進事業計画（多摩南部成年後見センター5市で作成した「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」から、さらに狛江市の実情に応じた成年後見制度利用促進の市計画）と合本</p> | | |





2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】 狛江市は2020年までは人口が増加傾向にありますが、2025年には減少すると推計され、今後は高齢者人口が増加するものの、年少人口・生産年齢人口は減少する見込みです。第4次地域福祉計画では、介護・育児のダブルケアや「8050問題」等の複雑化・複合化した課題、生活困窮や貧困の状態にある子ども等々の新たな課題、コロナ禍より露わになった社会からの孤立による生活課題の深刻化などに応える包括的な支援の仕組みづくりや、地域の様々な主体が協働して地域生活課題に取り組む地域づくり、安心・安全に暮らせるまちづくりを主な取り組みべき課題として整理しています。

【現在の地域福祉取組状況・実施状況と、今後の取組方針など】

- ・包括的な支援体制の整備について、窓口受付システムを導入し相談内容に応じて複数の課の職員が同一窓口で対応できるような福祉総合相談窓口を設置しています。また、児童発達支援センター・子ども家庭支援センター・教育支援センターの複合施設「ひだまりセンター」を開設し、育ちの程度にかかわらず子育てを切れ目なく支援出来る体制をとり、関連する部署と職員を兼務して連携を図っています。居住支援協議会の事務局を都市建設防犯担当し、福祉保健部に住まい探しの相談窓口を設置して連携しています。
- ・選抜型重層支援者に対して、令和元年東日本台風による教訓を踏まえて、特に福祉・医療関係事業者との連携体制を構築しています。介護タクシー業者との選抜型重層時の移送支援についての協定・日本福祉用具供給協会との介護用品（介護ベッド等）の供給に関する協定、特別養護老人ホーム等福祉選抜所の設置・運営協定を締結し、それぞれの福祉選抜所と訓練を実施しています。

3 包括的支援体制の整備に向けた市内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の主管部署】 福祉保健部福祉政策課

【検討の参加部署】 政策室、安心安全課、地域生活課、福祉保健課、高齢障がい課、保険年金課、健康推進課、子ども政策課、子ども発達支援課、児童育成課、環境政策課、まちづくり推進課、道徳交際課、学校教育課、教育支援課、指導室、社会教育課、地域包括支援センター、社会福祉協議会

【市内の連携体制】 上記の部署から構成される「狛江市地域共生社会推進会議」を令和元年5月に設置し、重層的支援体制整備事業実施の推進及び地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備、計画の策定等を行っています。

○重層的支援体制整備事業の体制構築にあたり課題となっていること

- ・市内の支援機関等への周知が不十分であるため、連携と周知の強化を図り、支援会議、重層的支援会議の活用につなげる必要があります。
- ・高齢者福祉、障がい者福祉、子ども福祉等の支援に係るフローが異なるため、市内におけるさらなる連携強化が必要です。
- ・支援会議、重層的支援会議の試行実施により、会議における役割分担やフロー等を確立させる必要があります。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○狛江市社会福祉協議会の活動等

- ・3つの日常生活圏域（あいとびあエリア、こまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリア）を設置し、全てのエリアにコミュニティソーシャルワーカーを1人ずつ配置しています。また、地域の福祉人材の育成を目的として市民を対象に福祉カレッジを開催しており、卒業生が地域で新たな活動に取り組んでいます。そのほか、市内の福祉人材の確保を目的として、福祉のしごと相談・面接会を開催しています。
- ・多世代・多機能型交流拠点として、あいとびあエリアに「よしこさん家」（家屋の所有者が運営）、こまえ正吉苑エリアに「野川川のえんかむこまち」（福祉専門職名が本業とは別運営）、令和5年3月にこまえ苑エリアに「ふらっとなんぶ」を整備しました。

○地域の社会資源の特徴と連携等の状況

狛江市社会福祉法人連絡会を設立し、会員法人が福祉なんでも相談を設置しています。フードバンク事業を行うNPOの他、介護や障害、子どもなど様々な分野の法人が活動しています。NPOについては、市民活動支援センターこまえくぼ1234により活動の支援をしていますが、運営資金の確保や職員の高齢化により事業を終了する団体もあるなど、持続可能な運営に向けた支援が必要です。

5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

〈課題①〉

LINEでのワクチン接種予約等、デジタル化が推進されたが、デジタル化への対応が困難な方（主に中高年）が露呈した。

〈対応〉

- ・携帯電話会社と連携し、スマホの出発相談会（生活のよろず相談も同時開催）や基本的な操作を学習する連続講座を企画。
- ・現役世代の市民とともにスマホ相談会に応じる自主グループの立ち上げ支援を実施。

〈課題②〉

地域の集いの場の休止、中止が増え、住民のコミュニケーションの機会が減少した。

〈対応〉

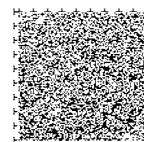
- ・自宅に居ながらして元気になれるような健康情報や、コロナ禍でも活動している地域活動を整理した情報誌を地域包括支援センターとコミュニティソーシャルワーカーが合同で作成し定期発行することになった。民生児童委員とも連携し、誌面の配布はアウトリーチを兼ねて実施。
- ・こまほっとシルバー相談室多摩川住宅とコミュニティソーシャルワーカーが地域だよりを合同発行し、多摩川住宅に全戸配布を実施。
- ・屋外で交流ができる企画を実施。その際にコミュニティソーシャルワーカーの相談会も同時開催。
- ・多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」の機能（フリースペース、こそだてのわ、カフェ、体操やウォーキングなど）によって、外出の機会を創出。

〈課題③〉

感染防止のために自宅学習、在宅ワークのニーズが高まった。

〈対応〉

- ・地域の居場所「よしこさん家」にて、勉強や仕事が行えるフリースペースを提供した。





1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類: 他の計画と合本
 現行計画期間: 令和5~10年度 (6年間)
 評価指標の設定: あり (事業実施回数や事業参加者数等を設定)
 圏域の設定: あり (地域のつながりの深い圏域として、中学校区を基礎とした10のコミュニティエリアを設定)

2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】多摩市は、北部は多摩川に臨み、南部には多摩丘陵が走る、緑豊かなまちです。昭和46年の多摩ニュータウン（調方・永山地区）第1次入居開始以来、都市基盤は急速な発展を遂げて、人口も大幅に増加しました。令和3年に市制施行50周年を迎え、高齢化率は2.9%を超えており、市の総合計画では分野横断的に取り組むべき3つの重点テーマの1つに「健幸まちづくりの推進」を掲げています。高齢者の要介護認定率は最も低く、健康寿命（要支援1になるまでの期間）は、男性2位、女性1位となっており（要介護認定率及び健康寿命は都内49市区における令和3年時点の情報）、元気な高齢者が多く、高齢者の居場所（サロン）は100を超えます。サロンは多摩市社会福祉協議会が推進し、この10年で約3倍増加しました。

【現在の地域福祉取組状況・実施状況と今後の取組方針など】地域福祉では誰一人取り残さない包括的な相互支援を行うため、多摩市版地域包括ケアネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、取り組みを進めています。また多摩市社会福祉協議会は、地域包括支援センターの圏域に合わせて2エリアを1圏域とし、2名のチーム体制で地域福祉推進委員会をベースにご活動しています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【連絡会の事務局】健康福祉部（福祉総務課）

【連絡会の参加部署】健康福祉部（生活福祉課・健康推進課・高齢支援課・障害福祉課等）、企画政策部（企画課）、くらしと文化部（TAMA女性センター）、こども青少年部（子育て支援課・児童青少年課等）及び多摩市社会福祉協議会

【連携体制】連絡会は、①全体的な検討の場である「代表者会議」、②地域での情報交換や地域で支え合う仕組みなどを話していく「エリア別情報交換会」、③個別の事例検討を行う「事例検討会」の3つの会議より構成されます。

検非御皆での各機関からの意見を踏まえ、「エリア別情報交換会」では、地域における顔が見える関係を築くことで連携のハードルを下げ、また、専門職以外で相談業務に従事する事務職員等が連携に課題を感じていることから、こうした機会を通じて知識の底上げを図っていきます。

また、個人情報保護が支援の壁となる課題については「事例検討会」を法定の支援会議として行うことで対応しています。

○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること：連絡会は少しずつ具体的な事例を積み上げているところで、まだ全庁的に理解が進んでいるとは言えません。時間がかかりますが、関係者の意見を丁寧に踏まえながら取り組みを進めていくことが必要であると考えています。また、令和6年度からは併せて重層的支援体制整備事業を実施しますが、制度の規模の大きさや複雑さから、庁内の各部署や関係機関で混乱が生じないように丁寧な取りまとめが必要です。引き続き、庁内や関係機関の理解促進力を入れていく予定です。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○多摩市社会福祉協議会の活動等

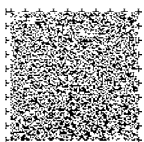
地区社協に代わる取組として、市内10カ所（10コミュニティエリア1ヶ所ずつ）に地域福祉推進委員会を設置しています。また、地域福祉コーディネーターを11名（総括1名、エリア担当10名（10エリアを5圏域に編成し、1圏域2名ずつ））配置しています。エリア担当は生活支援コーディネーターを兼務しています。

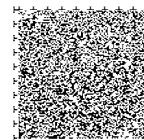
○地域の社会資源の特徴と連携等の状況


地域活動の担い手の確保にあたり、現在の活動団体に加え、これまで携わることが少なかった世代や属性の方にも地域で活動の機会を作るよう掘り起こしが必要です。また、地域活動の支援を行いながら、行政や公的機関に頼りきりにならないような伴走をしていく必要があります。

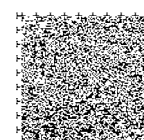
5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

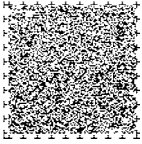
コロナ禍において、住民主体の通いの場等の活動が休止せざるを得なくなったことで、高齢者の活動や外出の機会が失われたことから、フレイル状態の高齢者の増加が課題となりました。ポストコロナにおいて、通いの場における高齢者の活動の機会を確保し、フレイル予防につながるため、地域介護予防教室や近所元気アップトレーニング等の高齢者の通いの場の活動を支援していきます。





| | | |
|--|---|---|
| <p>いなぎし 稲城市</p> | <p>人口 94,521 人 (65 歳以上割合 21.67%) 世帯数 41,200 世帯 / 面積 17.97km² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> |  |
| <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> | | |
| <p>計画の種類：総合計画等と合本 現行計画期間：平成30年度～令和5年度（6か年） 圏域の設定：あり（地域包括支援センターの4圏域を設定） 評価指標の設定：なし</p> | | |
| <p>2 地域の抱える課題・特性等について</p> | | |
| <p>【特徴・課題】 現在、稲城市では区画整理によるまちづくりが進んでいます。それに加えて、既成の住宅地域、経済成長期に大規模開発された住宅地域、近年になって開発された多摩ニュータウン地域など、それぞれの地域で世帯や世代の構成に差異があり、抱えている課題や特性等が異なっています。また、高齢化や定年延長の影響により、自治会、民生委員や保護司の担い手が減少するなど、地域での支え合いの基礎となるマンパワーの不足が懸念されています。</p> <p>【現在の地域福祉課題状況・実施状況と、今後の取組方針など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より生活困窮者自立支援相談窓口を委託したことで、より専門的な人材による相談支援が可能となり、また令和4年度より就労準備支援と家計改善支援を開始したことで、より多種多様な相談が寄せられるようになりました。高齢・障害・子ども等福祉分野との連携はもちろんのこと、庁内の税務課や消費者相談、市民窓口の部署からもつながることがあり、庁内全体で包括的な支援体制の意識が広がってきています。今後は、複合化した課題や狭間の課題も受け止める相談窓口や、長期的にひきこもり状態など声をあげられない方へのアウトリーチもあわせて検討し、誰も取り残されない支援体制の構築を進めます。 福祉サービスの確保と質の向上に向けて、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、多摩南部成年後見センターによる市民後見人の育成を図っています。そのほか、介護予防事業の一環として、介護ボランティア制度を実施しています。 令和2年度から開始した子どもの学習及び生活支援事業は、低所得者等に対し、学習の支援だけでなく進学支援や生活相談等も提供することで、子どもが将来自立し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として実施しています。今後は、卒業後のフォローアップも含めて支援を推進します。 | | |
| <p>3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況</p> | | |
| <p>【検討の主管部署】 生活福祉課 【検討の参加部署】 高齢福祉課、障害福祉課、健康課、子育て支援課、子ども家庭支援センター課、おやこ包括支援センター課、稲城市社会福祉協議会 【庁内の連携体制】 庁内検討会（課長級・担当者級）を開催し、重層的支援体制整備事業の開始に向けて検討を進めています。</p> <p>○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること</p> <p>重層的支援体制を整備していくうえで、事業の構造自体も複雑で複合的であるため、関係機関の理解や認識の共有に時間がかかることが課題となっています。</p> | | |
| <p>4 地域の社会資源とその連携または活動への支援</p> | | |
| <p>○稲城市社会福祉協議会の活動状況</p> <p>地域福祉コーディネーターを配置し、市内全地区でコミュニティソーシャルワークを実施しています。また、地域の交流拠点事業として、ふれあいセンターを市内8か所に設置しています。ふれあいセンター開所時は、それぞれのセンターにボランティアスタッフが在席して、ふれあい・いきいきサロン推進事業を実施し、相互交流を促進する取り組みを支援しています。</p> <p>○地域の社会資源の特徴と連携等の状況</p> <p>福祉分野では、社会福祉法人・NPO法人などの社会資源がありますが、社会福祉法人連絡協議会（社協主催）・サポートセンターいなぎ（NPO法人）により連携を推進しています。また、福祉分野以外では自治会・町会の活動が積極的に行われており、自治会等の代表との行政連絡員調整会議を通じて連携を図っています。いずれも各団体の自主性に委ねている部分が大きく、各団体が自ら積極的な地域活動を行っています。</p> | | |
| <p>5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について</p> | | |
| <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の影響により、これまでに比べて地域における交流やボランティア活動の機会が減少しているところがあります。地域活動やボランティア活動への参加意識の高まりを実際の活動に結びつけていくことができるよう、気軽に始められる参加しやすい環境の整備を図ることで社会参加と交流を促進します。 社会のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化しています。社会的な孤立は、コロナ禍の影響もあり、若者や中高年などにも拡大しています。見守り・支え合いの地域づくりのなかで、地域での孤独・孤立化を防止し、早期相談を促す見守り体制を構築します。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済状況等の激変の影響により、生活困窮者への支援が求められています。経済的自立のための就労や技能習得を支援することで就労を促進するとともに、生活困窮者自立支援相談窓口の周知に努めることで生活困窮者の自立を支援します。 コロナ禍などの社会環境の変化などにより、ひきこもりや閉じこもり、ヤングケアラー、外国人市民、LGBTなどの課題が複合化・複雑化しています。世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に対応できるよう、デジタル技術の活用や、各相談窓口での対応力を高めていくとともに、包括的な支援体制の構築に向けた連携や体制の確保を推進することで、多様な地域生活課題への対応を進めます。 | | |





みずほまち 瑞穂町

人口 31,326 人
 (65 歳以上割合 29.68%)
 世帯数 13,243 世帯 / 面積 16.85km²
 引用元: 東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類: 他の計画と合本
 現行画期間: 令和3年度～令和7年度 (5か年)
 圏域の設定: あり (中学校区を基礎とし、2圏域を設定)
 評価指標の設定: あり (合本作成している健康増進計画にて、母子保健の充実・健康増進の充実・医療体制の基盤づくり・健康危機管理対策の推進の各項目で評価指標を設定)

2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】瑞穂町の高齢者人口 (65歳以上) は増加傾向、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が続くと推計されています。「単独世帯」の割合は、東京都全体と比較すると半分ほどですが、徐々に増加しています。つながりやささえあいのある地域で誰もが安心して暮らせるように、人材の確保やサービスの質の向上等を図りながら体制づくりをしていくとともに、様々な団体や個人の見守り活動と連携していく必要があります。

【現在の地域福祉計画の現状・実施状況と、今後の取組方針など】

- ・包括的な支援体制の構築のため、地域福祉コーディネーターの配置や重層的な相談体制の整備を瑞穂町第4次地域保健福祉計画での重点的な取組に位置づけ、分野や世代を超えた包括的な支援体制の整備に向けた調査・研究を行っていきます。また、さまざまな人が交流できる機会の提供や地域情報の発信、社会参加の促進等の取組を通じて、地域コミュニティの強化をはかることを目標としています。
- ・福祉サービスの確保と質の向上に向けて、令和元年10月より権利擁護センターみずほを設置しています (社会福祉協議会に運営を委託)。そのほか、定期的に司法書士等を講師とする一般住民向けの研修を実施しています。
- ・生活にあたり困っている方からの相談や、情報は供があった際地区の民生委員と連携し、見守りや支援への橋渡しを行っています。

3 包括的な支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の主管部署】福祉課福祉推進係 (社協、地域保健福祉計画等を所管)
 【検討の参加部署】地域保健福祉計画関係部署 (福祉課、子育て応援課、高齢者福祉課、健康課、社会福祉協議会) と今後調整する予定
 【庁内の連携体制】令和元年度に庁舎の建て替えにより、住民課・税務課・福祉部各課 (福祉課・子育て応援課・高齢者福祉課) が同じフロアになったこともあり、庁舎内ではケースごとに連携しやすい体制になってきています。

○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること
 体制を構築する際の、相談を受ける人材や相談場所の確保が課題となっています。

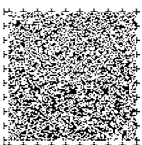
4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

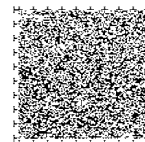
○町社協の活動状況
 瑞穂町では町社協に対して、権利擁護センターや各福祉サービス、受難者チャレンジ支援等の事業を委託しています。地域福祉コーディネーターについては、第4次地域保健福祉計画の重点的な取組とし、今後社協への配置を含め、検討していきます。


○地域の社会資源の特徴と連携等の状況
 ボランティアセンター (町社協)、特別養護老人ホーム等、医師会、自治会 (1)、町内会 (39)、NPO、民生委員等の社会資源があり、ボランティアセンターの助成、災害時の連携体制、情報交換の場の提供などを行っています。活動に対して助成している団体の補助終了後の活動継続について課題となっているものがあります。

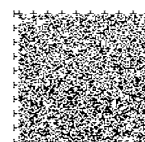
5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

【多世代間交流事業 (おひさまキッチン) の実施】
 コロナウイルス感染拡大ともなう地域活動の自粛によって、地域の子どもから高齢者までの交流の場の減少が課題です。町では、令和2年度より、多世代間交流事業として、町内の小学校で朝食を提供する「おひさまキッチン」を実施し、多世代間が関わりあう場を提供しています。地域の交流を深め、コミュニティの活性化を図ることで、安全・安心して暮らしやすいまちづくりの一助となるよう事業を推進します。





| | | |
|---|---|---|
| <p>おおしままち 大島町</p> | <p>人口 6,823 人 (65 歳以上割合 38.52%) 世帯数 3,559 世帯/面積 90.76km² 引用元:東京都総務局「くらしと統計 2023」</p> |  |
| <p>1 地域福祉計画の策定状況</p> | | |
| <p>計画の種類: 単独計画 現行計画期間: 令和2年度～令和6年度(5か年) 圏域の設定: なし 評価指標の設定: なし</p> | | |
| <p>2 地域の抱える課題・特性等について</p> | | |
| <p>【特徴・課題】 大島は、東京から南南西120kmの海上に位置する伊豆諸島最大の島で、中央部に三原山がそびえています。昭和30年に海岸線に点在する六村が合併し、現大島町になりました。前身の六村の頃こそそれぞれの村に婦人会が発足し、今も六地区の婦人会が活動しています。離島という小さなコミュニティのため住民同士の距離感が近く、あらゆる相談事を福祉サービスに繋げやすい環境があります。こうした「古き良き時代」の面はお互いを良好な関係に保つことに役立っている一方で、ともしれば、周囲に知られたくないとの思いから、家庭内で問題を抱え込み、必要なサービスにつながりにくいなどの課題を抱えるケースもあり、対応が必要となっています。</p> <p>【現在の地域福祉取組状況・実施状況と、今後の取組方針など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制として、各婦人会や民生・児童委員、警察からの情報を大島町にて集約し、それぞれのケースごとに関係機関との連携を図りながら、住民に必要なサービスに繋げています。 ・地域の居場所として、既存の公民館及び老人福祉館の施設や、町立小中学校、町立保育園施設を活用した会食や老人クラブによる文化の伝承などの取組のほか、「みんなの福祉センター」や「泉津地域センター」「北の山地域センター」など、廃れた小学校や保育所の建物を活用した施設でのサークル活動などがあります。 ・福祉サービスの確保と質の向上に向けて、事業所が受審する「第三者評価受審」経費の補助を実施しています。 | | |
| <p>3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況</p> | | |
| <p>【検討の主管部署】 未定。今後、主管部署になり得るのは福祉課又は、住民課。 【検討の参加部署】 未定。個別の事案ごとに都度、関係部署間で連携している状況です。</p> <p>○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること</p> <p>一つの部署や担当者が幅広い業務を担当しており、福祉関係の場合でも、在宅障害者に係る困難ケース対応や大雨や台風災害時の避難行動要支援者対応に加え、近年は避難所における感染症対策の配慮がプラスされるなど、職員的能力の許容を超えている状況となっています。もともとケースごとに関係機関が必要に応じて連携する意識は高く、現時点でもケースごとに連携していますが、改めて体系的な包括的支援体制の検討にまで至らない状況にあります。</p> | | |
| <p>4 地域の社会資源とその連携または活動への支援</p> | | |
| <p>○大島社会福祉協議会の活動状況</p> <p>令和2年度から、地域福祉コーディネーターを1名配置しています。在宅障害者支援や福祉まつり、高齢者世帯対策(会食等の開催)、都立高校「奉仕」授業(海兵曹等)、生活福祉資金・たすけあい資金、総合相談・地域福祉権利擁護事業等を担当しています。以前は島の空き物件を活用した地域の交流拠点がありましたが、2年前の台風で家屋が被害を受けて、現回は解体されています。</p> <p>○地域の社会資源の特徴と連携等の状況</p> <p>近年、介護保険関係(居宅介護支援事業所等)で新規の法人や事業所が増えています。大島社協や婦人会、各事業所、民生委員等が大島町の地域福祉の推進を進めています。大島町立小中学校、都立大島高等学校とは大雨等の一般避難所としての学校施設の活用について、大島婦人会とは老人会の開催や独居高齢者世帯への訪問、広報おおしまの全戸配布等について連携しています。また、平成24年の土砂災害を契機に、ボランティア活動が活発になっており、町社協を中心にボランティアの受け入れを調整しています。</p> | | |
| <p>5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について</p> | | |
| <p>新型コロナウイルスは、大島においても累計1000人を超える感染者が出る事態となりました。離島という海に隔てられた環境では、他自治体との連携もままならず、内地と比較すると十分な感染防止対策とは言えない状況でした。主な対応は、島内に1ヶ所しかない診療所に集中し、医療提供体制への影響も懸念される中、診療業務を継続しなければならなかった状況は、診療所へ勤務する職員に多大な負担を強いる事態となりました。町では、コロナ検査用のコンテナハウス設置や感染防止対策への呼びかけ、来島者向けの宿泊療養施設を独自に開設するなど対策の強化を図りましたが直接的に事態が収束することには繋がりませんでした。約3年におよぶコロナ対策では、各自治体により対応に差が出ることとなりましたが、八ヶ野村の体制のみでは、今般のような新型コロナウイルスによるパンデミックの事態に対応することは難しく、国や都道府県の主導による支援体制の強化が求められるところです。当町においても、この経験を踏まえ、関係機関との連携の強化を図るとともに課題解決に取り組んでいきます。</p> | | |



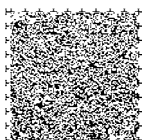
資料3 地域における包括的な支援体制構築に向けた実態調査（概要）

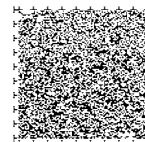
1. 調査概要

近年、8050問題、ダブルケアなどの複合的な課題や狭間の課題が社会問題化しており、身近な地域における包括的な支援体制を構築することが必要となっている。従来の分野ごとの支援では、こうした課題に対応することは難しくなっており、今後の区市町村への支援の在り方について検討するため、都内における地域資源の連携状況及び体制構築の状況、都内の先進事例について調査を行った。

(1) NPO等を含めた分野を超えた地域資源調査

| | アンケート調査 | ヒアリング調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|----|----|----------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|------|----|--------|-------|------|-----------|-------|-----|---------|------|-----|-----|------|-----|--------|------|----|--|
| 対象 | 以下の区分に沿い、包括的な支援体制の整備に取り組む江東区・国分寺市・狛江市・奥多摩町が選定する当該4区市町における下記団体を対象とした。 ▷ボランティア団体 ▷NPO ▷サロン ▷町会・自治会 ▷福祉サービス事業者 ▷社会福祉法人* 等 | 住民に身近な圏域から区市町村域等につながった事例について調査するため、左記4区市町に対し、ヒアリングを実施した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査時期 | 2023/11/1～11/17 (11/20 到着分まで集計に反映) | 2023/12/8～1/11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配布・回収 | 配布：郵送、回収：郵送及びWebを併用 | 現地又はオンラインでのヒアリング | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施数 | 643件 | 4区市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答数・率 | 318件（郵送224件 / Web94件）、49.5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 回答内訳 | (n=318) 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア団体</td> <td>12.6%</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>NPO</td> <td>11.0%</td> <td>35件</td> </tr> <tr> <td>サロン</td> <td>0.9%</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>町会・自治会</td> <td>41.2%</td> <td>131件</td> </tr> <tr> <td>福祉サービス事業者</td> <td>17.3%</td> <td>55件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人*</td> <td>5.3%</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9.7%</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>不明・無回答</td> <td>1.9%</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> | 団体 | 割合 | 件数 | ボランティア団体 | 12.6% | 40件 | NPO | 11.0% | 35件 | サロン | 0.9% | 3件 | 町会・自治会 | 41.2% | 131件 | 福祉サービス事業者 | 17.3% | 55件 | 社会福祉法人* | 5.3% | 17件 | その他 | 9.7% | 31件 | 不明・無回答 | 1.9% | 6件 | *「地域における公益的な取組」 （社会福祉法第24条第2項） を行う社会福祉法人 |
| 団体 | 割合 | 件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ボランティア団体 | 12.6% | 40件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| NPO | 11.0% | 35件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サロン | 0.9% | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町会・自治会 | 41.2% | 131件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉サービス事業者 | 17.3% | 55件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会福祉法人* | 5.3% | 17件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 9.7% | 31件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不明・無回答 | 1.9% | 6件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |





(2) 地域資源の連携状況及び体制構築状況の把握と課題整理

| ヒアリング調査 | | | |
|---------|--|------|------------------|
| 対象 | 地域資源の連携状況及び体制構築状況と課題を把握するため、江東区・国分寺市・狛江市・奥多摩町に対し、住民に身近な圏域から区市町村域等につながった事例について、連携の進め方、複合的課題や狭間の課題への対応等に関するヒアリングを実施した。 | | |
| 調査期間 | 2023/11/24～2/6 | 実施方法 | 現地又はオンラインでのヒアリング |

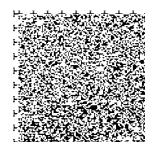
(3) 報告書を見る上での注意点

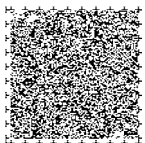
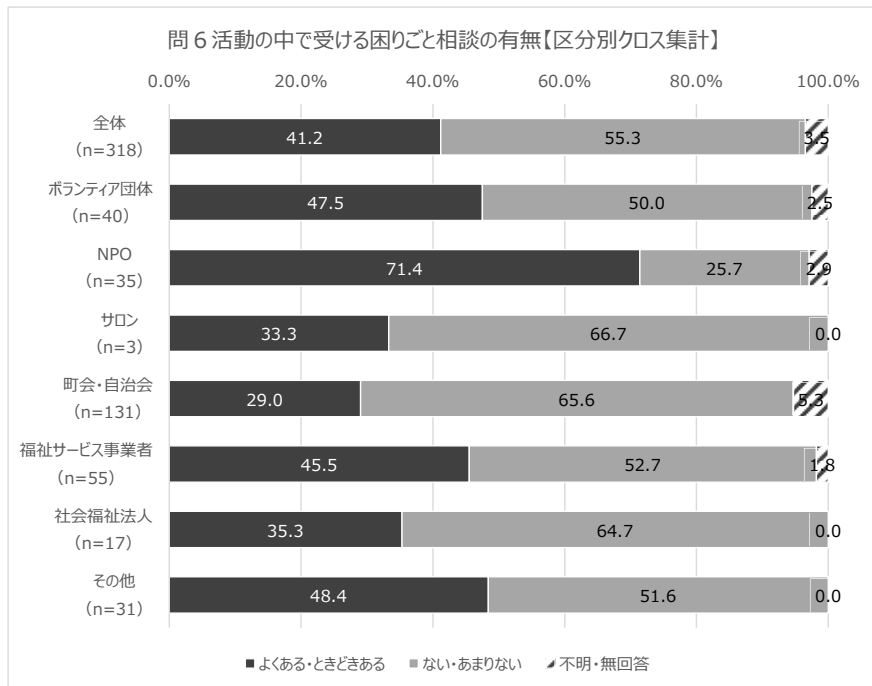
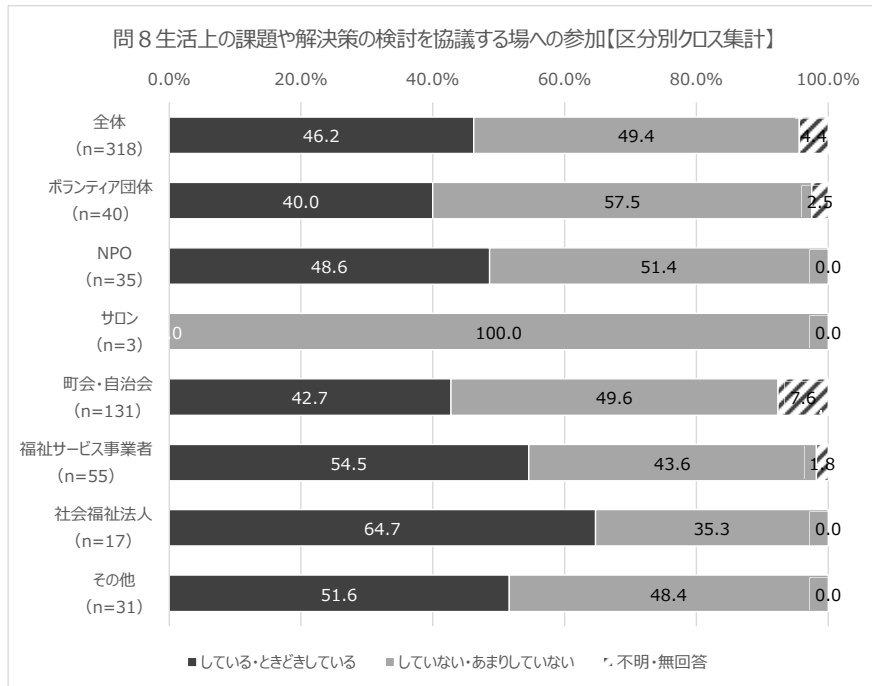
- ・ 図表中の「n (number of case)」は、その設問の回答者数を表す。
- ・ 単純集計の結果は小数点第2位を四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）についても、合計が100.0%とならない場合がある。
- ・ 図表中、複数回答の場合はその旨注記する。注記のないものは単数回答とする。

2. 地域資源調査 結果概要

(1) 地域での活動状況

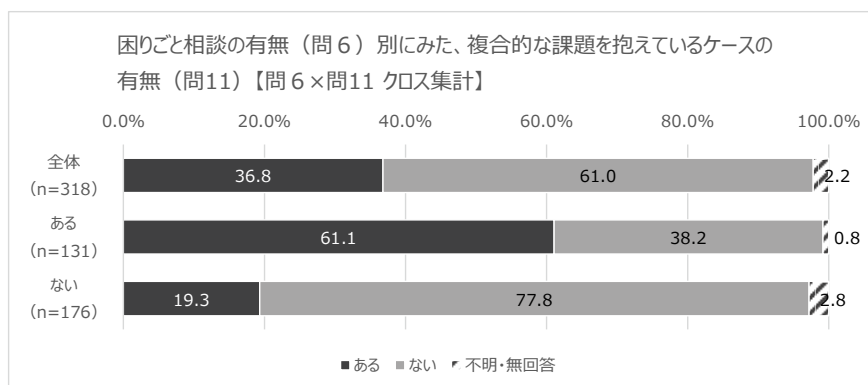
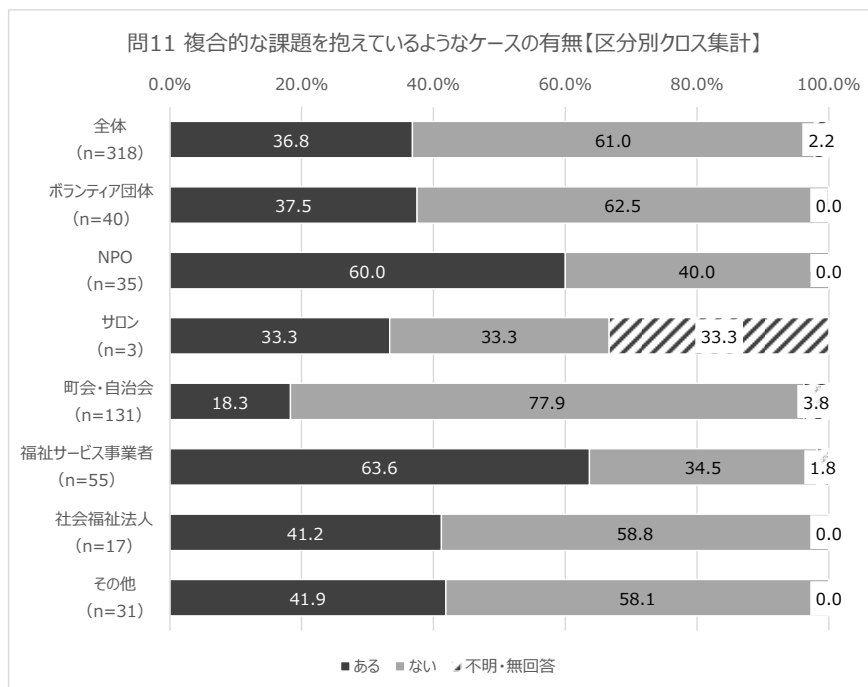
- ▶ 各団体・事業者が取り組んでいる地域活動としては、「イベント」、「交流・互助・談話」、「高齢者/障害者支援」、「情報交換・情報発信」、「見守り・声掛け」などが挙げられる。
- ▶ 9割以上の団体・事業者は、日頃の活動の中で、イベント・情報交換/発信・地域活動・場所借り等において、地域の他団体等と何らかの連携・協力をしている。連携・協力先として、同種の団体・事業者を挙げるケースが多い。
- ▶ 団体・事業者の活動には一定の棲み分けが見られ、それぞれの強みを活かしつつ、不足する部分を補うような連携ができれば、より柔軟な対応が可能となる、といった効果が期待される。
- ▶ 地域の中で複数の団体が集まり、生活上の課題や解決策の検討を協議する場に参加している団体・事業者の割合は、全体では46.2%。区分別では、社会福祉法人は64.7%、ボランティア団体は40.0%と開きがある。
- ▶ 活動の中で困りごとの相談を受けている団体・事業者は、全体では41.2%。区分別では、NPOが71.4%と多く、町会・自治会は29.0%と開きがある。



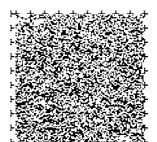


(2) 複合的な課題の状況

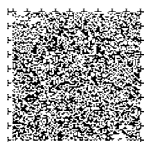
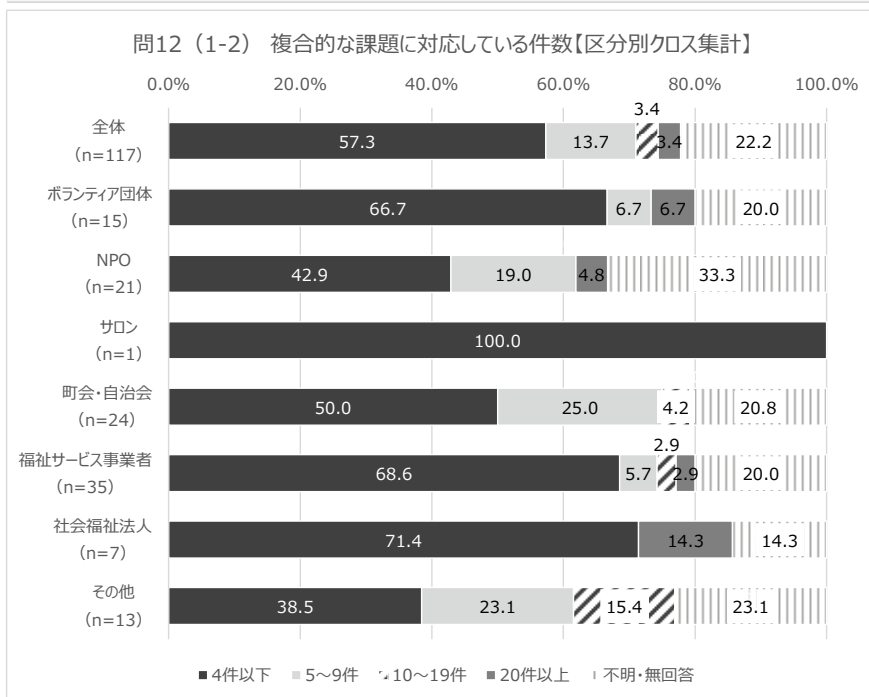
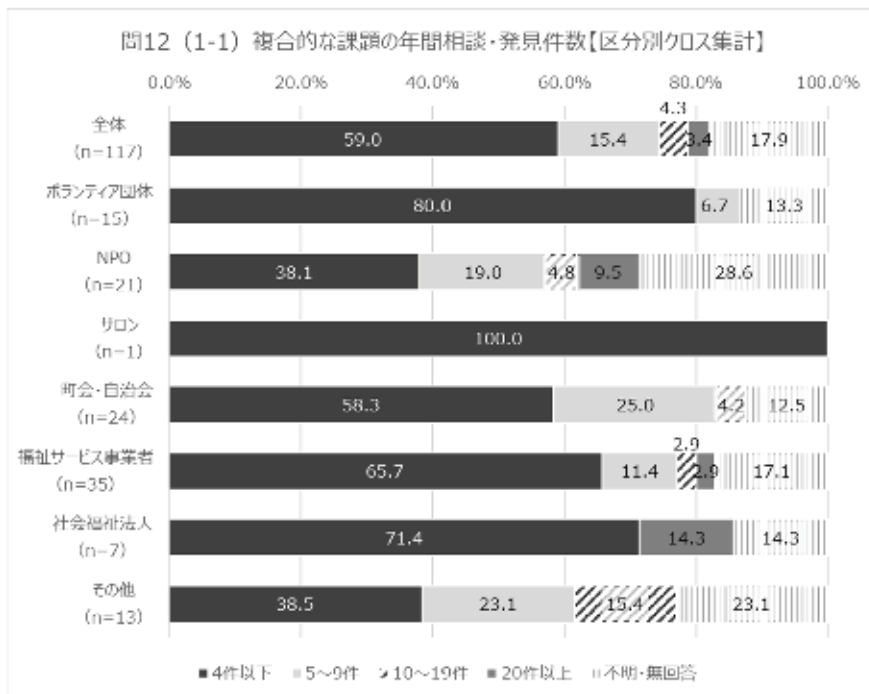
- ▶ 活動の中で「複合的な課題を抱えているようなケースがある」と回答したのは、全体では36.8%と前回調査¹⁵の26.4%より増加している。福祉サービス事業者・NPOについては、それぞれ60%以上となっている。
- ▶ 活動の中で困りごとの相談を受けている団体・事業者のうち61.1%は、相談の中で「複合的な課題を抱えているケースがある」と回答している。

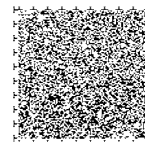


¹⁵ 令和3年8月11日から25日までに東京都が実施した「地域における包括的な支援体制構築に向けた実態調査」を指す。以下同じ。



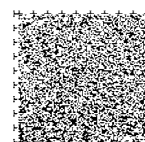
- ▶ 複合的な課題に関する年間の相談・発見数、対応件数ともに、9件以下が7割以上を占め、うち4件以下が最も多い。社会福祉法人のなかには、20件以上と回答した団体もある。

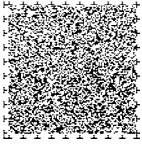




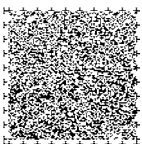
- ▶ 複合的な課題に関する具体的なケースとして、8050 世帯、ゴミ屋敷、ダブルケア、貧困に加え、同居する親や子供に関する悩みや課題が挙げられている。また、その他の複合的な課題の1つとして、ペットに関するものが一定数見られる。
- ▶ 行政をはじめ特定の機関では対応しきれないもの、課題を抱える方がしかるべき機関にたどり着くまでのサポートなどが見られる。
- ▶ 活動の中で遭遇した、複合的な課題を抱えるケースの具体的な内容の例（自由記述）

| 選択肢 | 具体的な内容 |
|---------|---|
| 8050 世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 80 代の母と 50 代の息子の同居。息子の無職と母の軽度の認知症の発症で関係が悪化し、度々、110 番通報があった。家庭内が、母の入所後はゴミでスペースがなくなり、施設から戻ったものの、寝る場も十分でない。 ・ 80 代の母親が 50 代の 2 人の障がい者と生活している。障がい者のうちの一人が家に人を入れるのを拒否しているため、支援することができない。 ・ 90 代の母と 50 代の精神疾患を持つ息子の 2 人世帯。母親の身体的な衰えと軽度の認知低下により、母からの訴えで母の施設入所を手助け。母の安心のために NPO が相談に入ったが、比較的自立している息子への支援がとぎれないか、支援団体である私たちとしても心配している。 |
| ゴミ屋敷 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫が亡くなって妻が一人になってしまい、反動で自暴自棄になり、家事を放棄することになった。 ・ 介護申請をしたので、母親をデイサービスに行かせたい。契約時に自宅に訪問すると、玄関から中に入れないほどのゴミの山で、入室することができなかった。 ・ 高齢になり、利用者の片付けなどの能力が低下している。 ・ 外部から見ると屋内にゴミが充満しているように見えるが、居住者は一向に気にしていない。 |
| ダブルケア | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てをしながら親の介護をしていたが、介護放棄にあたるような状況だったので、入所を支援した。 ・ 大学生が自分の祖母の介護と仲の悪い両親の調整役をしている（ヤングケアラー問題）。 ・ 母子家庭。未就学児 3 人、兄と双子兄弟（子ども）。兄は支援が必要（障害、精神面）。双子の弟のうち 1 名は医療的ケア児。母 1 人で 3 名の子どもの養育をしており、生活保護を受けている。 |
| 貧困 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的支援をしていた妹が逝去。自分の収入なし。生活できないから助けてほしいとの訴え。 ・ 介護保険サービスに使える費用が極端に少なく、必要なサービスの導入が困難。 ・ 怪我や病気で働けなくなり、貧困になった。 ・ 夫ががん、妻が脳梗塞となり、貧困のため、都営住宅を退去させられ、施設に入ることになり、飼い猫 1 匹を飼うことができないため、介護サービス会社から引き取りを要請され、当会で保護。新しい飼い主を探した。 |



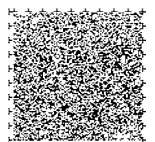
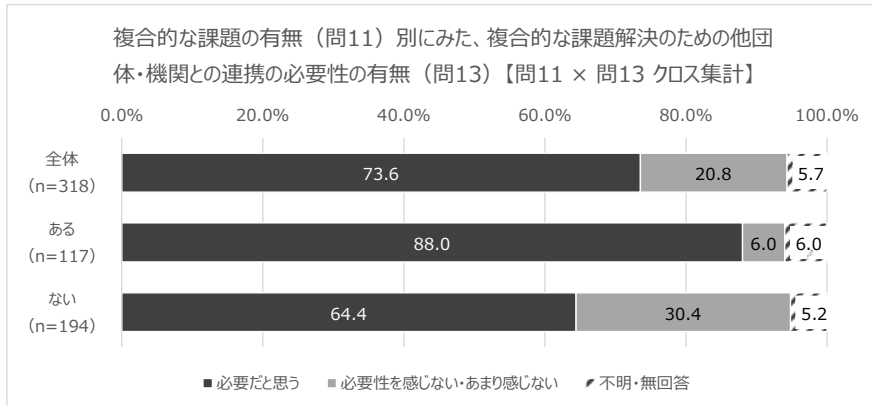
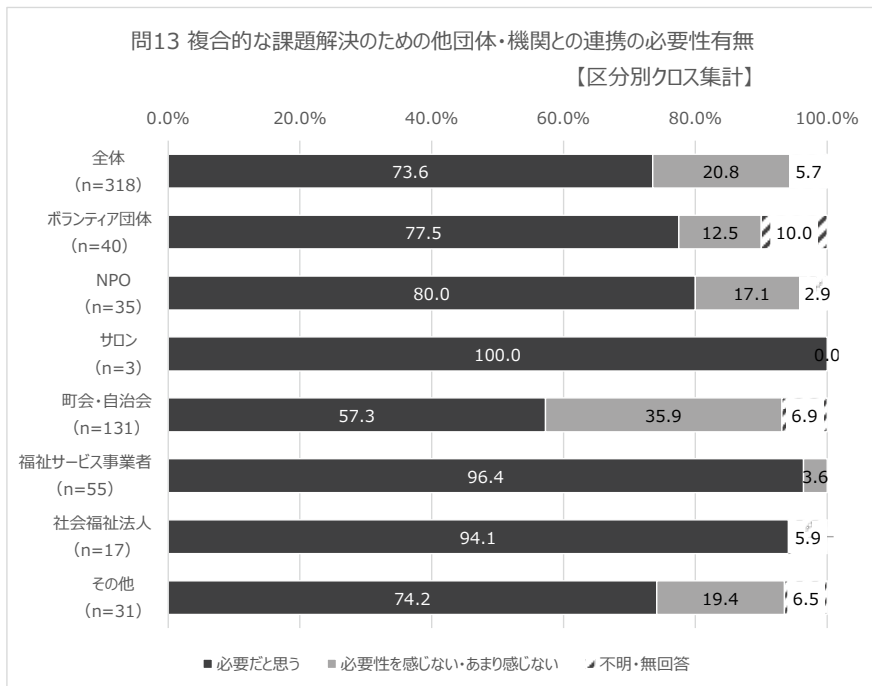


| 選択肢 | 具体的な内容 |
|------------------|--|
| その他 | <p>子育ての不安や悩み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達の悩みと母自身の精神的不安。 ・祖母は腰が悪く、育児参加できない。産後の体力が回復しない中の多胎育児で、上の兄弟を見なければならぬ。夫は育休が取れた分、産後ケアヘルパーに入ってもらえず、しんどい。 |
| 不登校、子ども・若者の引きこもり | <ul style="list-style-type: none"> ・高校生で不登校になった場合の相談先がわからず、相談に来るケースが多い。また、高校卒業後に引きこもりになり、子どもにどう対応していいか悩む相談もある。 |
| 介護の悩み 介護放棄 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの拒否。介護サービスについて理解できない。 ・子がニートで、経済的搾取、介護放棄の疑いのケースあり。 ・障害者を抱え、両親の高齢化が進み、夫又は妻の介護の二重苦となり、先々の生活が続くか悩み、相談を受ける。 ・高齢の兄妹。兄が妹の介護をせず、ネグレクト。 |
| 孤独・孤独死 | <ul style="list-style-type: none"> ・60代の男性、1人住まい。急死して1か月ほど発見されなかったという。役所からの連絡で、その家に飼われていたという猫の保護を依頼される。 ・1人住まいのため、頼れる人がいない。 ・身寄りがない、もしくは家族と疎遠になっている高齢者の方が増えているように思われる。 ・高齢者家庭で、妻が入院中に夫が家の中で亡くなられていた。 |
| ペットの保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・老夫婦世帯に支援に入りたいが、人間の課題ことりかかる前に、家の中に他頭数の猫がいて、まずそれを解決してほしいと地域包括支援センターから依頼を受けた。 ・強制退去の行政処分が残された猫の引き取り。 |
| 外国人が抱える課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人のDV家庭の主婦で、配偶者から生活資金も得られず、生活保護の申請をするにあたり福祉事務所に同行してほしいとの依頼があった。 ・地域の外国人のこどもに発達障害があり、病院へ同行し、通訳として働いた。 |



(3) 複合的な課題対応に向けて必要なこと

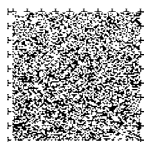
- ▷ 複合的な課題対応に向けて、他団体・機関との連携が必要との回答は全体の 73.6%で、前回調査の 62.0%から増加している。また、複合的な課題に接してはいないものの、他団体・機関との連携が必要との回答は 64.4%で、51.8%であった前回調査から増加している。
- ▷ 複合的な課題解決のための連携先として、「民生委員・児童委員」、「町会・自治会」、「社会福祉協議会」、「地区社会福祉協議会」、「福祉サービス事業者」が比較的多く挙げられ、様々な連携先に分散している。



- ▶ 連携にあたっての困りごとについて、全体では、「特にない」、「連携関係の構築に回せる余力がない」が最も多い。福祉サービス事業者、社会福祉法人の一定割合が「連携関係の構築に回せる余力がない」と回答したほか、「他の団体等と交流する機会がない・つながるきっかけがない」、「どのように連携を始めてよいかわからない」を挙げている。
- ▶ 複合的な課題解決のために必要な支援や仕組みとして、最も多く挙げられているのが「行政との連携」、次いで「支援を必要とする人に関する情報交換・情報発信」、「地域の困りごと」に気づく仕組み、「相談の体制」となっている。

問15 複合的な課題を解決するうえでよい支援や仕組み（3つまで選択可）【区別クロス】

| 団体・事業者区分 | 全体 | 個人情報保護に関する こと | 支援を必要とする人に関する 情報交換・ 情報発信 | 地域の困りごと に気づく 仕組み | 居場所に関する こと | アウトリーチ | 団体間の 連携 |
|-----------|-----|------------------|--------------------------------|------------------------|---------------|------------|------------|
| 全体 | 318 | 37 | 118 | 85 | 26 | 17 | 31 |
| ボランティア団体 | 40 | 2 | 19 | 15 | 3 | 4 | 3 |
| NPO | 35 | 4 | 14 | 10 | 4 | 4 | 5 |
| サロン | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 町会・自治会 | 131 | 19 | 37 | 19 | 5 | 2 | 8 |
| 福祉サービス事業者 | 55 | 8 | 23 | 26 | 6 | 4 | 6 |
| 社会福祉法人 | 17 | 1 | 9 | 6 | 5 | 1 | 5 |
| その他 | 31 | 2 | 10 | 6 | 2 | 2 | 3 |
| 団体・事業者区分 | | 行政との連携 | 相談の体制 | その他 | 特にない | 不明・ 無回答 | |
| 全体 | | 130 | 73 | 14 | 44 | 40 | |
| ボランティア団体 | | 18 | 14 | 1 | 4 | 5 | |
| NPO | | 16 | 6 | 2 | 4 | 4 | |
| サロン | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 町会・自治会 | | 50 | 22 | 4 | 28 | 22 | |
| 福祉サービス事業者 | | 24 | 20 | 1 | 5 | 2 | |
| 社会福祉法人 | | 5 | 4 | 2 | 0 | 0 | |
| その他 | | 14 | 5 | 4 | 3 | 6 | |



3. 先進事例調査 結果概要

(1) 調査の概要

複雑化・複合化した地域生活課題への取組事例、包括的な支援体制の整備等に関する好事例として、以下の7つの事例について、関係者にヒアリング調査を実施した。

(2) ヒアリング項目

事例ごとに下記項目についてヒアリングし、包括的支援の体制構築につながる要素をまとめた。

- 背景・経緯又は前提情報
- 活動/役割の内容
- つながりやコミュニティづくりの観点からみた特色や事例
- 今後の展望または活動後の展開

(3) 対象事例

1) みんかふえ（特定非営利活動法人 パルシック）

| | |
|------------|-----------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和5年11月24日/現地訪問 |
|------------|-----------------|

2) 地域コミュニティアプリ（PIAZZA 株式会社）

| | |
|------------|------------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和5年11月29日/オンライン |
|------------|------------------|

3) いたばし社福連（板橋区社会福祉協議会）

| | |
|------------|----------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和5年12月1日/現地訪問 |
|------------|----------------|

4) 地域福祉コーディネーター（北区社会福祉協議会）

| | |
|------------|-----------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和5年12月7日/オンライン |
|------------|-----------------|

多文化共生の取組み（社会福祉法人 つぼみ会）

| | |
|------------|-----------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和5年12月19日/現地訪問 |
|------------|-----------------|

5) 地域福祉アンテナショップ（立川市役所・立川市社会福祉協議会）

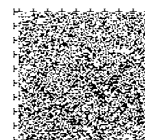
| | |
|------------|-----------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和5年12月18日/現地訪問 |
|------------|-----------------|

6) 成年後見制度の普及・充実（一般社団法人 しんきん成年後見サポート）

| | |
|------------|----------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和6年1月23日/現地訪問 |
|------------|----------------|

7) ご近所イノベーション学校（港区役所）

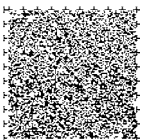
| | |
|------------|---------------|
| ヒアリング日時/方法 | 令和6年2月6日/現地訪問 |
|------------|---------------|



【東京都地域福祉支援計画推進委員会委員名簿】

| 区分 | 氏名 | 現職 |
|-------|------------------------|--------------------|
| 学識経験者 | かぶらき なつこ 鏑木 奈津子 | 上智大学准教授 |
| | ◎ こばやし りょうじ ◎ 小林 良二 | 東京都立大学名誉教授 |
| | ○ しんぼ みか ○ 新保 美香 | 明治学院大学教授 |
| | むろた しんいち 室田 信一 | 東京都立大学准教授 |
| 関係機関 | うらた あい 浦田 愛 | 文京区社会福祉協議会地域福祉推進係長 |
| | えだむら たまえ 枝村 珠衣 | 立川市社会福祉協議会地域活動推進課長 |
| | ないとう たかお 内藤 孝雄 | 東京都民生児童委員連合会常任協議員 |
| | もり じゅんいち 森 純一 | 東京都社会福祉協議会地域福祉部長 |
| 区市町村 | おおくし きよふみ 大串 清文 | 奥多摩町福祉保健課長 |
| | みやざき かつお 宮崎 勝央 | あきる野市健康福祉部福祉総務課長 |
| | やまざき たけし 山崎 岳 | 江東区福祉部福祉課長 |

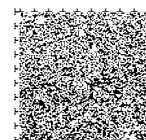
※区分ごと五十音順、敬称略（◎：委員長 ○：副委員長）



【東京都地域福祉支援計画推進委員会専門部会委員名簿】

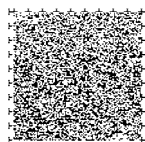
| 区分 | 氏名 | 現職 |
|-------|------------------------|--------------------|
| 学識経験者 | かぶらき なつこ 鏑木 奈津子 | 上智大学准教授 |
| | くまだ ひろき 熊田 博喜 | 武蔵野大学教授 |
| | ◎ こばやし りょうじ ◎ 小林 良二 | 東京都立大学名誉教授 |
| | しんぼ みか 新保 美香 | 明治学院大学教授 |
| | むろた しんいち 室田 信一 | 東京都立大学准教授 |
| 関係機関 | うらた あい 浦田 愛 | 文京区社会福祉協議会地域福祉推進係長 |
| | えだむら たまえ 枝村 珠衣 | 立川市社会福祉協議会地域活動推進課長 |
| | ないとう たかお 内藤 孝雄 | 東京都民生児童委員連合会常任協議員 |
| | もり じゅんいち 森 純一 | 東京都社会福祉協議会地域福祉部長 |
| 区市町村 | おおくし きよふみ 大串 清文 | 奥多摩町福祉保健課長 |
| | みやざき かつお 宮崎 勝央 | あきる野市健康福祉部福祉総務課長 |
| | やまざき たけし 山崎 岳 | 江東区福祉部福祉課長 |

※区分ごと五十音順、敬称略（◎：部会長）



【東京都地域福祉支援計画推進委員会・専門部会の開催経過】

| 回数 | 開催日 | 議事内容 |
|---------------------------------|------------|---|
| 第1回 | 令和5年7月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中間見直しのポイント等について ○ 見直し部会（仮称）の設置及び今後のスケジュール等について ○ 各計画の改定について |
| 専門部会 第1回 | 令和5年10月11日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の施策説明 ○ 講演（公益財団法人東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター 西田淳志 センター長） |
| 専門部会 第2回 | 令和5年11月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 講演（早稲田大学文学学術院 石田光規 教授） ○ 東京都地域福祉支援計画の中間見直しに係る構成について |
| 専門部会 第3回 | 令和6年1月24日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都地域福祉支援計画中間見直し案について |
| 令和6年2月1日～3月1日（30日間） パブリックコメント実施 | | |
| 第2回 | 令和6年3月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメントの実施結果について ○ 東京都地域福祉支援計画（中間見直し版）の公表について |



第二期 東京都地域福祉支援計画 (中間見直し版)

令和6年5月発行 登録番号(6)4

編集・発行 東京都福祉局生活福祉部企画課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号 03(5320)4062

デザイン アビームコンサルティング株式会社

印刷 正和商事株式会社

